

東日本大震災法律相談 Q & A

東日本大震災に伴い発生する様々な法律問題に対応するための弁護士及び市民向け法律問題 Q & A を作成しました。

本 Q & A は、関東弁護士連合会が出版した「災害時の法律実務ハンドブック」(新日本法規出版(株))の設問及び回答を簡略化し編集し直し、それに今回の震災に特有と考えられる津波災害と原発災害の設問、回答を追加した構成となっております。

詳細な解説は、上記「災害時の法律実務ハンドブック」をご確認下さい。

なお、同書籍は2006年(平成18年)の出版であり、その後に改正された特定商取引法や被災者生活再建支援法などの改正内容は反映されておられませんので、ご注意ください。

日本弁護士連合会
災害復興支援委員会

目 次	
第1章 土地・建物所有者	(Q 1 ~ Q 6)
第2章 マンション区分所有者	(Q 7 ~ Q 2 1)
第3章 借地・借家関係	(Q 2 2 ~ Q 4 2)
第4章 罹災都市臨時借地借家法	(Q 4 3 ~ Q 7 2)
第5章 債務の処理, 破産など	(Q 7 3 ~ Q 8 0)
第6章 金融取引など	(Q 8 1 ~ Q 9 0)
第7章 保険(生命保険・地震保険)	(Q 9 1 ~ Q 1 0 3)
第8章 不在者の財産管理など	(Q 1 0 4 ~ Q 1 0 7)
第9章 消費者問題	(Q 1 0 8 ~ Q 1 1 1)
第10章 労働問題	
第1 労働問題	(Q 1 1 2 ~ Q 1 2 1)
第2 非正規労働について	(Q 2 0 3 ~ Q 2 0 7)
第3 労災について	(Q 2 0 8 ~ Q 2 1 5)
第11章 租税特別措置	(Q 1 2 2 ~ Q 1 2 4)
第12章 外国人の人権	(Q 1 2 5 ~ Q 1 3 8)
第13章 高齢者・障害者の人権	(Q 1 3 9 ~ Q 1 5 0)
第14章 子供の人権	(Q 1 5 1 ~ Q 1 5 3)
第15章 環境問題	(Q 1 5 4 ~ Q 1 5 6)
第16章 津波の被害に係る問題	(Q 1 5 7 ~ Q 1 6 9)
第17章 原子力被害に係る問題	(Q 1 7 0 ~ Q 1 9 4)
第18章 生活保護制度について	(Q 1 9 5 ~ Q 2 0 3)

第1章 土地・建物所有者

Q 1 地震により、隣の土地との境界の塀が倒壊してしまいました。どちらの費用で新たな塀を作るのですか。

A 自己の敷地内であれば、自己負担で自由に塀を作ることができます。
境界上に塀を作る場合は、原則としてその隣人と等しい割合の費用負担で作ることになります。

Q 2 隣家のブロック塀が建築工事の瑕疵により地震で倒壊したため、私の自宅の一部が壊れてしまいました。このような場合、誰にどのような責任を追及できるのでしょうか。

A 震度5程度の地震でブロック塀が倒壊したのであれば、ブロック塀を所有する隣家やブロック塀を工事した請負業者に対して不法行為に基づく損害賠償を請求することが考えられます。

Q 3 塀の工事中に地震により塀の一部が壊れてしまいました。建て直し費用を負担する必要がありますか。立て直し不可能となった場合はどうなるのでしょうか。

A いずれの場合も請け負い業者と交わした契約書の規定が優先しますが、何の規定もない場合は、建て直し可能な場合は業者の負担で立て直してもらうことが可能です。これに対し建て直し不可能な場合には既に工事にかかった費用を含め支払い義務はありません。

Q 4 今回の地震で壁に大きな亀裂が入ってしまいました。近所ではそのような被害を受けている住宅はなく、単に地震のせいではないと思いますが、このような場合に誰にどのような責任の追及が可能ですか。

A 大きな地震や、津波により生じた住宅の倒壊・損壊等の損害については、通常、欠陥（瑕疵）には当たらないため、原則として事業者の責任を追及することはできません。

ただし、震度が低い地域において、損傷等の原因が引渡時の瑕疵による場合は、売主、建設業者に対する損害賠償請求や、建設業者に対する瑕疵修補請求などが考えられるほか、契約の目的を達成できないほどの大きな亀裂の場合は、契約を解除できる場合もあります。新築住宅として取得して引き渡しから10年（契約で20年まで延長されている場合もあります）以内であれば、売主に対する瑕疵修補請求も可能です。

Q 4 - 2 新築住宅を取得した際、住宅瑕疵担保責任保険に加入していると請負事業者(販売事業者)から聞かされましたが、保険金を受け取ることはできますか。

A 住宅瑕疵担保責任保険とは、事業者が住宅の欠陥(瑕疵)の修補等の責任(瑕疵担保責任)を負う場合、それに要する費用に対して保険金が支払われる制度です(平成20年4月1日以降に新築された住宅には住宅瑕疵担保責任保険が付されているものがありますのでご確認ください。)

大きな地震や、津波により生じた住宅の倒壊・損壊等の損害については、通常、瑕疵には当たらないため、原則として保険金の支払い対象とはなりません。

ただし、震度が低い地域において、損傷等の原因が引渡時の瑕疵によると思われる場合には支払い対象となる場合があります。また、事業者の倒産時には、直接消費者に保険金が支払われますので、住宅瑕疵担保責任保険法人と相談してください。

Q 5 地震で被害を受けた部分を補修したいが、どの程度の補修が必要なのか、どんな業者に頼めばいいのかを相談できる場所はありますか。

A 2011年3月31日から、被災住宅の修補について、相談、診断及び事業者の紹介を行う窓口を国土交通大臣指定の住宅相談窓口である「住まいるダイヤル」に開設しています。

1. どの程度の補修が必要なのか
2. 費用はどれくらいかかるのか
3. どんな業者に頼めばいいのか
4. どんな支援制度(補助・融資)があるのか等

といった被災者のさまざまな悩み・相談に無料で対応しています。

希望する相談者には、現地(自宅)へ専門の検査員を派遣し修補内容、金額の見積等具体的なご相談に対応するほか、被災地の主要都市に現地相談窓口を開設し、対面での相談も受け付けています。

受付窓口:「住まいるダイヤル」0120-330-712

10時~17時(日・祝日を除く)

Q 6 地震により、周辺の地域全体の土地にゆがみが生じ、隣の土地との境界標が私の土地に食い込んでいるようです。地域全体の土地所有者と話し合う必要がありますか。

A まずは、隣地所有者と話し合うことになりますが、その隣、その隣と順に土地境界線がずれているときは地域全体で話し合う必要があります。測量費用が多額になるなど話し合いがつかない場合は調停手続を利用するしかありません。また、地域全体の問題として、土地の一部買取などの方法も検討する必要がある場合もあります。

第2章 マンション区分所有者

Q 7 地震でマンションの共用部分が被災しました。損壊と滅失では何か違いがありますか。

A 滅失とは、建物の全部または一部が確定的に効用を喪失している状態、すなわち、社会通念上建物の使用上の効用が喪失している場合をいい、損壊とは、滅失に至らない程度の損傷のことをいいます。共用部分の損傷の程度により修復の手續、その費用の負担者、修復に反対した者の取り扱いなどに違いがあります。

Q 8 マンションの共用部分の滅失の内、小規模滅失、大規模滅失、全部滅失とはどこが違うのですか。

A 小規模滅失とは、建物の価格の2分の1以下が滅失した場合、大規模滅失とは、建物の価格の2分の1を超えて滅失した場合、全部滅失とは、1棟のマンション全体が建物と言えない状態に損壊した場合を言います

Q 9 共用部分の損傷の程度と修復する場合の区分所有者の決議の要件を教えてください。

A 損壊したところを修繕する場合は、区分所有者の総会の普通決議により行うことができます。小規模滅失の場合も普通決議によって復旧することができますが、大規模滅失の場合は特別決議により4分の3以上の賛成がないと復旧工事ができません。また、決議に賛成しなかった区分所有者には、所有する区分所有権を賛成者に買い取らせて区分所有関係から離脱することが認められています。これに対し、全部滅失の場合は、敷地共有者全員の同意がないと建物の再建はできません。

Q 10 損壊や小規模修繕に必要な総会の普通決議の要件を教えてください。

A 普通決議は、区分所有者の頭数と議決権の過半数で決めます。この場合、1人で複数の専有部分を所有していても頭数としては1人として数え、議決権は、建物の専有部分の床面積の割合で決まります。但し、区分所有法上、各マンションの規約において違う定めをすることも認められていますので、各マンションの規約をご確認ください。

Q 11 大規模滅失の場合の特別決議の要件を教えてください。

A 区分所有者の頭数および議決権のそれぞれ4分の3以上の多数での決議が必要となります。

Q 1 2 大規模滅失の場合に特別決議に反対した区分所有者の買取請求とはどのような権利ですか。

A 大規模滅失の復旧は多額の費用がかかるため、決議に賛成しなかった区分所有者に費用の分担をさせることは妥当ではないと考えられます。そこで、決議に賛成しなかった区分所有者は、決議のあった日から2週間を経過した後に、決議に賛成した区分所有者に対して自分の所有している専有部分と敷地利用権を時価で買い取るように請求できる権利が認められています。

Q 1 3 マンションが被災したため建替えをしなければならないと考えています。どのような手続が必要ですか。

A 区分所有法では(被災マンション法が適用されるか不明のため)特別多数(区分所有者及び議決権の各5分の4以上)の賛成があれば建替えは可能ですが、決議事項、決議に至るまでの手続については細かい法律の定めがあります。

Q 1 4 建替えの決議が成立した場合、決議に賛成しなかった人は法律上どのように扱われますか。

A 建替えに賛成した区分所有者等によって売渡請求が行われます。

Q 1 5 マンションを建替えるための自主再建方式とはどのようなものですか。

A 自主再建方式とは、建替え参加者(決議に賛成した区分所有者など)が主体となって、建設会社等と契約し、被災マンションを取り壊し、新しいマンションを建てるという方法です。

Q 1 6 マンションを建替えるための全部譲渡方式とはどのようなものですか。

A 全部譲渡方式とは、デベロッパー(開発・分譲業者)が、建替え参加者の持っている区分所有権、敷地所有権を一旦全て譲り受け、建物の取り壊しと新たにマンションを建設し、改めて建替え参加者に新築マンションを分譲するというものです。

Q 1 7 マンションを建替えるための自主再建方式、全部譲渡方式以外に他に方法がありますか。

A 平成14年に建替え円滑化法ができましたので、この法律の手続を使うこともできるようになりました。この法律による場合は権利変換などのメリットがあるものの、手続が複雑との指摘もあります。この法律を使わないで従来の手法で建替え手続を行うことも可能です。

Q 1 8 マンションの建替えの決議をしましたが、建替えの実行に当たり、専有部分の抵当権者や賃借人はどうなりますか。

A 抵当権者や賃借人の同意がないと建物の取り壊しはできません。ただし、抵当権については、建替え円滑化法による建替えの場合には抵当権者に損害を与えない措置を講じていれば、必ずしも同意まで必要ありません。

Q 1 9 数棟のマンションが建てられている団地型のマンションが被災し、修復、復旧を必要とする場合、単体型とは違う点がありますか。

A 修復は団地内の管理組合の集会決議で行い、組合を構成する区分所有者で費用を分担します。これに対して復旧は当該被災建物の区分所有者のみの決議と費用で行われます。

なお、「修復」は、規約により、専用部分のある区分所有建物を団地か棟別かどちらの管理組合の管理物かによるため、規約を確認することが必要です。

Q 2 0 団地型マンションが被災した場合の建替えはどのような手続が必要ですか。

A 通常の建替え決議に加えて土地の共有者による承認決議が要求されます。また、団地内の全ての建物を一括して建替える場合には一括建替え決議という方法を利用することができる場合もあります。

Q 2 1 被災によりマンションが倒壊し全部滅失してしまいました。再建したいと思いますがどのような手続が必要ですか。

A 民法の原則に従えば、土地の共有者全員の同意がなければ建物の再建はできませんが、政令で指定された災害により滅失した場合には、土地の共有者の特別多数決議により再建の決議ができます。

第3章 借地・借家

Q 2 2 借地上の建物が地震で全壊してしまいました。借地権は消滅してしまうのでしょうか。

A 借地権は原則として消滅しません。また、建物が全壊した場合には借地権は消滅する旨の特約も無効です。

Q 2 3 借地上の建物が地震で全壊してしまいました。建物を再築しようと思いますが、賃貸人の承諾は必要ですか。承諾料を要求されたら支払わなければいけないのでしょうか。

A 賃貸人の承諾なく再築することが可能です。また、承諾料の支払義務はありませんが、賃貸人との権利関係の安定と借地期間の延長の確保の観点からは賃貸人の承諾を得ることに努力すべきです。

Q 2 4 借地上の建物が地震で全壊したので建物を再築しようと思いますが、再築禁止特約がある場合には再築が許されないのでしょうか。

A 原則として再築は可能です。

Q 2 5 借地上の建物が地震で全壊したので建物を再築しようと思いますが、鉄筋コンクリートの建物を建築することは許されるのでしょうか。

A 契約上認められていない限り、原則として鉄筋コンクリートの建物を建築することは許されません。再築を強行すれば借地契約を解除される恐れがあります。

Q 2 6 借地上の建物が地震で全壊したので再築しましたが、旧借地法と借地借家法のどちらの法律が適用されるのでしょうか。

A 借地借家法施行前（平成4年8月1日前）に成立した借地契約には旧借地法が、借地借家法施行後に成立した借地契約には借地借家法が適用されます。

Q 2 7 借地上の建物が地震で全壊したので再築しましたが、再築後の借地期間はどのようになりますか。

A 平成4年8月1日前に成立した借地契約が否か、賃貸人の承諾ないし異議の有無、堅固な建物か非堅固な建物かなどにより期間が異なります。

Q 2 8 地上の建物が地震で一部損壊しました。修理したいのですが、賃貸人の承諾を得

なければならぬでしょうか。

A 原則として賃貸人の承諾なく修理することができます。但し、修理制限特約（一定の修理・修繕について賃貸人の承諾を必要とする特約）に合理性が認められるものは有効ですので、信頼関係を破壊するような修理は特約違反を理由として契約が解除される危険性があります。なお、通常の修理・修繕まで禁止、制限する特約は無効と考えられます。

Q 2 9 地震で一部損壊した借地上の建物を取り壊して再築することはできるでしょうか。

A 建物の全部滅失、一部滅失に差異はなく、借地人は一部損壊した建物を取り壊して再築することもできます。

Q 3 0 地震により借地上の建物が全壊しましたが、知らないうちに土地所有者が土地を第三者に売却し移転登記も完了してしまいました。借地権を第三者に主張できますか。

A 建物が全壊して消滅した場合、建物の登記による借地権の対抗力も喪失します。しかし、建物を特定するために必要な事項、その滅失があった日及び建物を新たに築造する旨を土地の見やすい場所に掲示しておけば、建物の滅失があった日から2年間は対抗力が認められます。但し、2年以内に建物を建築し且つ建物の登記をすることが必要です。

Q 3 1 借地上の建物の賃借人ですが、建物が地震で全壊したときは借家権は消滅してしまうのでしょうか。

A 原則として借家権は消滅します。再築後の建物についても借家権を主張できません。再築建物について改めて借家契約を締結する必要があります。

Q 3 2 地震で建物が損壊してしまいました。損壊した建物を取り壊して建物を再築しようと思いますが、借地上の建物に設定されていた抵当権者との関係はどうなりますか。

A 建物が地震で滅失した場合は建物に設定された抵当権は消滅し、再築した建物には抵当権の効力は及びません。これに対し、滅失に至らない建物を取り壊した場合には、抵当権は消滅しますが、抵当権者から損害賠償を請求される恐れがあります。

Q 3 3 旧借地法のもとで成立した借地上の建物が地震で全壊しましたが、賃貸人から再築建物については借地借家法上の定期借地権として契約するように求められこれに応じてしまいました。定期借地契約は有効なのでしょうか。

A 新たに締結した定期借地契約は、旧借地法の更新に関する規定を潜脱するもので無効です。

Q 3 4 借地上の建物が全壊したので地代の減額を請求したいのですが、どうしたらよいでしょうか。

A 借地上の建物が全壊してもそれだけでは地代の減額を請求することはできませんが、地震により、地代が経済事情の変動等により又は近傍類似の土地の地代等と比較して不相当となったときは、借地人は地代の減額を請求することができます。

Q 3 5 地震により借地している土地に地割れができてしまい、使用に障害が出ています。復旧工事は借地人の負担でしなければならないのでしょうか。

A 復旧工事は賃貸人の負担であり、借地人は費用を負担する必要はありません。また、復旧が不可能で契約の目的を達成できないときは借地契約は履行不能により終了します。

Q 3 6 地震やそれに伴う火災で借家が滅失した場合、建物賃貸借契約はどうなりますか。また、どの程度まで損傷した場合を滅失というのですか。

A 賃貸借契約は履行不能により終了するのが原則ですが、罹災都市借地借家臨時処理法の適用がある場合には、様々な優先賃借権が認められる可能性があります。また、建物が滅失か否かの基準については、建物の損壊の程度（賃貸借の目的となっている主要な部分が消失して賃貸借の趣旨が達成されない程度に達したか否か）と経済的観点（修復が通常のコストでは不可能か否か）の両方の面から判断する必要があります。

Q 3 7 修理中であつたり、避難勧告が出たりして、借家に住めない場合も家賃の支払をしなければなりませんか。

A 賃借物の使用が客観的に不可能である場合には、家賃の支払義務は生じないと考えられます。

Q 3 8 地震で借家が一部損壊しました。修理をすればまだ居住可能ですし私も居住を継続したいのですが、大家は修理に多額の費用がかかることから建物を取り壊したいとして私に退去を求めてきました。私は出て行かなければならないのでしょうか。

A 出て行かなければならないかは、建物の損壊の程度、修繕にかかる費用と修繕によつてのびる耐用年数、立ち退きによって受ける賃借人の不利益、家賃の額、立退料支払いの有無とその金額、など、様々な要素の総合判断で決まるため、一概には言えません。ただ、慌てて出ることはせず、大家との間で、本当に取り壊しが妥当な

のかどうか、再築はあるのか、再築後の建物に入居できるのか、立退料等の補償は得られるのか、など、細かく話を詰める必要があるでしょう。

Q 3 9 地震で借家が一部損壊した場合、修理を大家に要求することはできますか。また、大家が修理をしてくれない場合、家賃は減額されますか。

A 損壊の程度、内容にもよりますが、必要な修繕であり、修繕が可能な場合には、大家に対して修理を請求することができます。また、大家が修理をしてくれない場合、あなたは、使用収益できない割合に応じて賃料の一部支払を拒むことができます。

Q 4 0 借家が地震で一部損壊したことから、大家に修理をしてもらうことになったのですが、大家に、修理の期間中一時建物を明け渡せと言われていました。応じなければならぬのでしょうか。

A 修理に必要な範囲で、一時退去に応じる必要があります。

Q 4 1 地震で借家が一部損壊してしまいました。契約書の中に、借家人が全て修繕するという特約があるのですが、大地震が原因でも借家人が修繕する必要があるのでしょうか。

A 特約自体は有効と思われませんが、その負担する修繕義務の範囲については、天災による修繕まで含むものと解すべきでないという考え方も有力です。

Q 4 2 地震で借家が全壊し、大家と話し合って引っ越すことにしました。しかし、敷金の返還を求めたところ、大家は、契約書に、「地震等の不可抗力により居住不能となったときは敷金は返還しない」という特約があることを理由として応じてくれません。敷金は戻ってこないのでしょうか。

A 不可抗力による居住不能の場合にも敷金を返還しないという特約は無効と考えられ、敷金の返還を求めることができると思われれます。

第4章 罹災土地臨時借地借家法

Q 4 3 被災者がそれまで住んでいた場所にできるだけ住み続けられるよう被災者を保護する罹災都市法という法律があると聞きました。この罹災都市法は、いつどのような経緯で制定されたのですか。

A 罹災都市借地借家臨時処理法（罹災都市法）は、昭和21年（1946年）に、罹災都市における借地借家人の生活の安定を図る応急的な復興対策を目的とするものとして制定されました。

Q 4 4 罹災都市法には4つの要点があると聞きました。それは何ですか。

A 既存の借地権の保護として、対抗要件の特則、存続期間の延長があり、借家人の保護として、罹災借家人の敷地の優先賃借権及び借地権の優先譲受権、罹災借家人の建物優先賃借権があります。

Q 4 5 借地上の建物が地震で滅失してしまいました。地主が土地を第三者に売却しようとしていると聞いたのですが、借地が売却されても、新所有者に対して私の借地権を主張できるのでしょうか。

A 政令施行の日から5年間は、登記なしで対抗力が認められるため（10条）、その間はあなたが新所有者に借地権を主張できます。

Q 4 6 震災時借地権の残存期間が1年しかなく、建物を再築しても直ぐに約束した賃貸借期間が満了してしまいます。このような場合において、借地権の存続期間の点で、建物を再築する借地人を保護する規定はないのでしょうか。

A 借地権の残存期間は、政令の施行された日から起算して10年間に延長されます（11条）。

Q 4 7 地震で滅失した建物の所有者で借地権者が借地権を譲渡したいとき、土地所有者が承諾しない場合にはどうすればよいのでしょうか。

A 簡易なコストのかからない建物を建てた上で、土地所有者の承諾に代わる裁判所の許可を求めるしかありません。

Q 4 8 罹災都市法によって罹災地の既存借地権が消滅させられることはあるのでしょうか。

A 罹災都市法12条によって、土地所有者からの催告によって既存借地権が消滅させられる場合があります。

Q 4 9 罹災都市法における借家人の保護の要点は何ですか。

A 滅失した建物の借家人は、政令施行の日から2年以内に、借家の敷地の所有者に申し出ることにより、他の者に優先して、相当な借地条件でその土地を賃借できる(2条)。滅失した建物の借家人は、政令施行の日から2年以内に、借家の敷地の借地権者に申し出ることにより、他の者に優先して、相当な対価でその借地権の譲渡を受けることができる(3条)。滅失した建物の借家人は、その敷地に新たに建築された建物について、その完成前に申し出ることにより、他の者に優先して、相当の借家条件でその建物を賃借することができる(14条)等です。

Q 5 0 土地所有者に借地権設定の申出をして、借家人が借地権を取得したいのですが、そのためにはどのような要件が必要なのでしょう。

A 借地権を取得するには、次の要件をすべて満たす必要があります。

(1) 申出をする者(罹災都市法2条1項本文)

罹災建物が滅失した当時におけるその建物の借主

(2) 申出の相手方(1項本文)

罹災建物の敷地又はその換地の所有者

(3) 申出の期限(1項本文)

政令施行の日から2年以内

(4) 申出の内容(1項本文)

建物所有の目的で賃借すること

(5) 申出の条件(1項但書)

土地を権原により現に建物所有目的で使用するものがないこと

土地上の建物の建築に許可を要する場合には、その許可を得ていること

(6) 土地所有者から3週間以内に拒絶の返事がないか(2項)、拒絶の返事があったとしても拒絶に「正当事由」が認められないこと(3項)なお、申出自体は、(1)~(5)の要件を満たしていれば、有効な申出として認められます。

Q 5 1 どのような人が借地権の取得(ないし譲渡)の申出をできるのですか。申出をする相手の土地所有者とは具体的にはどのような人ですか。

A 罹災都市法2条、3条で借地権の取得ないし譲渡の申出ができるのは、罹災建物の滅失当時の借主です。また、申出の相手方は、申出の時点の土地所有者になります。

Q 5 2 敷金の返還を受けると借地権取得の申出はできなくなりますか。「合意解約」した場合はどうですか。

A 敷金の返還を受けていても，罹災都市法 2 条の要件を充たせば，借地権取得の申出ができます。また，借家人が上記申出権を有することを認識した上で，それを放棄する趣旨で「合意解約」をしたことが明らかでなければ（「今後，借地借家の申出をしない」など），安易に借家人が上記申出権を放棄したのものとして借地権取得の申出を認めないとすべきではないと考えます。

Q 5 3 私は，優先借地権の申出をしたいと考えていますが，既に土地を使用しているものがいると，申出ができなくなりますか。

A その土地を正当に使用する権限を有するものが，建物所有の目的で現に使用している場合は，優先借地権の申出をすることはできません。

Q 5 4 借地権取得の申出の要件とされる「土地に建物を築造するについて許可を必要とする場合」（2 条 1 項但書後段）というのは，どのような場合をいうのですか。

A 建築基準法 8 4 条の建築制限，都市計画法 5 3 条による建築制限，土地区画整理法 7 6 条などの制限のある場合に許可が必要となります。

Q 5 5 優先借地権の申出をしたのですが，土地所有者が拒絶できる「正当な事由」とは，どのような場合でしょうか。

A 土地所有と借家人それぞれの土地を使用する必要性の程度，利用価値の大小，他に居住可能な住居を有しているかなどを総合して判断することになります。

Q 5 6 借家人が借地権取得の申出をしたときに，借地権を取得できるのはいつでしょうか。

A 土地所有者が承諾したときか承諾ありとみなされるときに借地権を取得できます。

Q 5 7 借地権取得の申出により，借家人が取得した借地権の内容はどのようなものですか。

A 期間は 1 0 年とされ，更新が可能です。その他の借地条件は当事者間の話し合いで定めますが，協議が整わない場合は調停，裁判となります。

Q 5 8 罹災都市法 2 条により借地権を取得するには，どの程度の資金が必要なのでしょうか。

A 毎月の地代の外，一時的に必要な資金として建物建築資金や権利金あるいは敷金

が必要となります。

Q 5 9 罹災法 2 条により成立した土地賃貸借について、地代、権利金等が決まっていない段階では、いつまでに、いくらを支払わなければならないのでしょうか。

A 原則として借地権が成立した時期から、合意にもとづく金額を支払うこととなりますが、金額について争いがある場合は、後に裁判によって決まるまでは相当と考える地代を支払う必要があります。

Q 6 0 土地に地主の借入金のために抵当権が設定されていた場合、罹災法 2 条により借地権を取得して建物を建てた後に土地が競売されると、建物は収去させられるのでしょうか。

A 法定地上権に成立に関する最近の有力な考え方によれば、建物を収去する必要性が高いものと考えられます。但し、競落人の新築した建物に罹災法 1 4 条により優先借家権の主張ができることとなります。

Q 6 1 借地権者に借地権譲渡の申出をして、借家人が借地権を取得するためにはどのような要件が必要ですか。

A 原則として、罹災建物の滅失当時の借主が、政令施行日から 2 年以内に、借地人または転借人に対しそれを譲り受ける旨の意思表示をすることが必要です。

Q 6 2 罹災法 3 条により借地権の譲渡が成立した場合、譲渡価格や賃料その他の借地条件はどうなるのですか。また、いつ支払うのですか。

A 借地条件は存続期間以外、従前の契約条件を引き継ぎますが、譲渡価格は当事者間の協議により決め、協議が整わないときは裁判所が決定することとなります。

Q 6 3 土地所有者は、借家人が借地権設定の申出をするかどうかを催告し申出権を消滅させることはできませんか。

A 催告により借地権の申出権を喪失させることはできません。

Q 6 4 罹災法 2 条、3 条により借地権が成立した後、借家人が土地の使用を開始しなかった場合にはその借地権が消滅することがありますか。

A 正当な理由なく 1 年間建物所有の目的で土地の利用が開始されない場合、土地所有者は賃貸借契約を借地権の譲渡人は賃借権譲渡契約を解除することができます。

Q 6 5 借家に複数の借家人がいた場合、そのうちの 1 人から借家の敷地全体の借地権設

定の申出をすることはできるのでしょうか。

A 他の借家人が既に建築を開始していない場合は、敷地全体の優先借地権の取得を申し出ることができます。

Q 6 6 借家に複数の借家人がいた場合、複数の借家人から優先借地権取得の申出があると、どうなりますか。

A 複数の申出があった場合、早く申し出た者が優先するか、あるいは競合を認め、当事者間の協議、あるいは裁判所の割当による決定となる申出者の範囲をどこまでとするかについては、争いがあります。

Q 6 7 優先借地権取得申出者、借地権の優先譲受権申出者が複数競合した場合の裁判所による割当とは、どのようなものですか。

A 競合した申出者間で協議が整わない場合、裁判所が土地の状況、各借家人の経済状態、土地の有効利用など一切の事情を考慮して誰にどの範囲の借地権を設定するかを決定することです。

Q 6 8 罹災都市法 1 4 条に基づいて借家人が借家権を取得するためには、どのような要件が必要ですか。

A 罹災建物が滅失した当時における当該建物の借主が申出をすること、上記借主以外の者によって、その建物の敷地又は換地に最初に築造された建物についての申出であること、建物完成前に申出をすること、相当な借家条件で賃借すること、申出から 3 週間以内に、正当事由に基づく拒絶を受けないこと、が必要となります。

Q 6 9 罹災都市法 1 4 条により借家人が優先借家権の申出をするかどうかを、建築主から催告することはできませんか。建物完成まで待っているほかないのでしょうか

A 催告は可能ですが、催告後一定期間経過後に優先借家権が消滅するという制度は存在しません。ただし、催告が、優先借家権の申出を拒絶する正当事由を判断する一資料として機能する可能性はあります。

Q 7 0 中高層建物が再築された場合、罹災都市法 1 4 条の借家申出はどのようになりますか。

A 中高層建物が再築された場合も、罹災都市法 1 4 条の優先借家権申出を行うことが可能です。ただし、同一建物内で複数区画の割当てを行うことから、通常建物の

場合とは異なる問題が生じます。

Q 7 1 罹災都市法 1 4 条の申出により借家権がすでに成立した場所について、さらに他の者から申出があった場合にはどうなるのでしょうか。また、建物所有者がすでに他の者に賃貸して引渡ししている場合にも、借家権の主張ができるのでしょうか。

A 優先借家権がすでに成立した場所についても他の者は優先借家権の申出をすることができ、両者は申出が競合する場合として、罹災都市法 1 6 条1項により処理されます。優先借家権の申出後に他の者に対して家屋が賃貸され引き渡された場合も、優先借家権者は借家権の主張をすることができます。

Q 7 2 罹災都市法の適用に関して、裁判所への申立てはどのようにするのですか

A 罹災都市法に基づき、借地等の所在地を管轄する地方裁判所等に対して非訟事件の申立てを行うか、民事調停法に基づき、借地等の所在地を管轄する簡易裁判所等に民事調停の申立てを行うこととなります。事案の性質によっては、一般の民事事件と同じく、地方裁判所に訴訟を提起しうる可能性もあります。

第5章 債務の処理，破産など

Q 7 3 地震で家屋が倒壊したのですが，住宅ローンの支払義務だけは残ってしまうのですか。

A 家屋が倒壊しても，住宅ローンの支払義務はそのまま残ります。ただし，地震保険に加入している場合は，その保険金が住宅ローンの支払いに充当されます。

Q 7 4 地震で家屋が倒壊，損傷したのですが，住宅ローンが残っています。地震で収入は減り，復旧費等支出がかさむのですが，既にある住宅ローンについて，金利の減免や支払の猶予をしてもらうことはできるのですか。

A 法的に，当然に，金利の減免や支払猶予を受けられるわけではありません。ですが，住宅金融公庫他金融機関において，内部基準を設けて，これらの措置を講じている場合もあります。

Q 7 5 地震で抵当権の設定されている家屋が倒壊してしまいました。倒壊した家屋に設定されていた抵当権はどうなりますか。金融機関から増担保を請求されるのですか。また，住宅ローンの期限の利益を喪失してしまうのですか。

A 家屋の滅失により抵当権は消滅します。しかし，金融機関において，一般に増担保を請求するという運用は執られていないことが多いようです。また，一般に期限の利益を喪失させるという運用は執られていないことが多いようです。

Q 7 6 地震で家屋が倒壊，損傷したため，新築，補修等したいのですが，どのような制度があるのですか。公助（公的支援），共助の制度について教えてください。

A 公助制度としては，自治体による融資制度，被災者生活再建支援法に基づく支援制度，災害救助法に基づく応急修理制度などがあり，共助制度として，兵庫県では，兵庫県住宅再建共済制度が発足しています。

Q 7 7 地震で家屋が倒壊，損傷したため，家屋の建替資金，補修資金を捻出するために，新規融資を受けられないでしょうか。

A 阪神大震災，新潟県中越地震の際には，住宅金融公庫等の政府系金融機関のほか，民間金融機関でも，通常よりも低利で，据置期間の延長，一定期間の支払い猶予措置等の軽減措置を講じた新規融資をすることがありました。被災地の自治体の中にも，特別融資等をしたところがありました。

Q 7 8 自宅のローンが相当額残っていますが，地震で自宅が全壊してしまいました。そ

の上、勤務先も地震のため廃業することになり、現在収入が全くありません。再就職をしたいのですが、自宅の倒壊で怪我をしてしまい、治療中で就職活動を開始できる見通しも立っていません。このような状態ではローンを返せません。どうしたらよいでしょうか。

A 借入先金融機関が救済措置を設けた場合、これを受けることも考えられますが、返済の見通しが全く立たない場合には、破産手続開始・免責許可の申立てをし、財産債務を清算することを考えるべきでしょう。

Q 79 自宅のローンとその他に借入があります。幸い地震で自宅が損傷するということはありませんでしたが、勤務先が大きな被害を受けて廃業することになってしまい、やむを得ず別の会社に再就職することになりました。しかし、再就職ということで、給料が以前よりかなり安くなってしまったため、今までどおり返済をしていくことはとてもできません。自宅を手放さずに、返済金額を少なくする方法はないでしょうか。

A 住宅資金貸付債権に関する特則を利用して、小規模個人再生手続あるいは給与所得者等再生手続をとることを検討してみてください。

Q 80 地震により、会社所有の建物や機械が壊れるなどして資産額が減少し、現存する債務総額を下回ってしまった場合、会社は破産するしかないのでしょうか。阪神・淡路大震災のときに特別な取り扱いがされたと聞いていますが、その内容を教えてください。

A 阪神・淡路大震災のときは、大震災の被害により債務超過に陥った法人に対して債権者が破産の申立てをした場合、裁判所は大震災の日から2年間破産宣告（改正破産法における破産手続開始決定に相当）をすることができないとして、2年間の猶予措置がとられました。

第6章 金融取引など

Q 8 1 地震のため取引先の入金がなく手形(小切手)のための当座預金が枯渇しました。救われる方法がありませんか。

A 不渡処分を猶予する制度がありますから、これを最大限利用して、最終的に不渡処分・銀行取引停止処分を受けないようにする努力ができます。

Q 8 2 地震があった場合、手形交換所の取引停止処分に何らかの特例がありますか。また、債務免除はありますか。

A 不渡処分や取引停止処分の猶予がありますが、債務免除はありませんから、許された猶予期間内に不渡処分を受けないようにする必要があります。

Q 8 3 銀行が地震のため営業ができていません。小切手を発行しても大丈夫でしょうか。

A 手形交換所は、地震に伴う特別措置として、呈示期間を経過した小切手(手形も同じ)についても地震の影響によるとの客観的な事情が認められれば小切手(手形)交換呈示を行います。

Q 8 4 銀行が地震のため営業ができていません。受取手形の割引も取立もできません。どうしたらいいでしょう。

A 銀行は遠からず再開されます。そこで、直ちに受取手形を持ち込み、自己振出の手形の不渡猶予処分を得て、最終決済に持ち込むことです。

Q 8 5 大地震の発生した場合の手形などの支払呈示はどうなりますか。

A 手形交換所では、震災に伴う特別措置として、呈示期間を経過した手形・小切手についても、地震の影響によるとの事情が認められれば手形交換呈示を行います。

Q 8 6 手形貸付を受けているが、いつもの期限書き換えの日が間近に迫っているが、地震のためにそれどころではありません。大丈夫でしょうか。

A 手形貸付を受けている銀行に具体的な事情を説明をして書き換えをすることを明らかにして待つて貰うしかありません。

Q 8 7 地震によって受取手形と手形帳が行方不明となりました。この場合どうしたらいいのでしょうか。

A 受取手形は公示催告手続・除権決定を得て、受取手形を無効にして、元の原因債権で支払いを求めます。手形帳は、将来不正な利用があった場合に防御するために、遺失届を警察に出しておき（遺失物法 1 条参照）、遺失届の受理証明をもらい、銀行にも遺失届けをします。

Q 8 8 リース契約のコピー機が壊れてしまいました。契約はどうなりますか。

A リース契約の場合には多くの場合、特約条項により地震等の場合にも月々のリース分割金あるいは規定損害金を支払う必要があるとされます。

Q 8 9 株券が地震でなくなりました。どうしたらいいのでしょうか。

A 会社法 2 2 3 条で定める株券喪失登録の請求をします。具体的手続きは法務省令である「会社法施行規則」4 7 条（株券喪失登録請求）に定められています。

Q 9 0 証券の売買したところで、地震に見舞われ、取引が成立したのかわかりませんし、仮に取引が成立していたとしても、現在はその支払いの方法がわかりません。どうしたらいいのでしょうか。

A 手形・小切手の決済に関する手形交換所による特別措置と同様な措置がとられると思われます。

第7章 保険（生命保険・地震保険）

Q 9 1 災害で父が死亡しました。生命保険を契約していたのですが、基本的な仕組みが分からないので説明して下さい。また、証券を紛失し内容が分からないのですが、どうすればいいですか。

A 生命保険契約は、一般的に、終身保険・定期保険・養老保険などの主契約と災害割増特約などの特約とで構成されています。紛失してしまった場合には、証券の再発行を請求することができます。

Q 9 2 保険金を請求したいのですが、必要書類が分からないので教えて下さい。また、災害の場合には、簡易な手続で保険金を支払ってもらえる場合があるのですか。また、災害の場合には保険金が支払われない場合があると聞いたのですが本当ですか。

A 一般的には、請求書、被保険者の除籍謄本等、受取人の戸籍抄本・印鑑証明書、医師の死亡診断書ないし診断書、保険証券、不慮の事故を証明する書類等が必要です。なお、災害が起こった場合には、必要書類を省略するなどによる簡易な手続が設けられる可能性があります。また、各種の給付金について、地震等の場合には保険会社は保険金を削減して支払うか、または支払わないことができるとの定めがありますので、具体的な災害時に支払われない可能性もあります。

Q 9 3 災害により生命保険料が払えないのですが、保険料が免除されることはありますか。また、一定期間の猶予をもらえる場合はあるのでしょうか。保険会社が、立て替えてくれる場合はありますか。

A 契約内容によって、免除される場合がありますし、一定の期間保険料の支払いを猶予する特別措置が採られる可能性があります。また、反対の申し出をしていない限り、解約返戻金の範囲内で自動的に立て替えてくれます。

Q 9 4 保険料が払えないと保険契約はどうなってしまいますか。

A 契約は失効しますが、復活という制度があります。

Q 9 5 地震保険の契約をしていますが、どのような場合に保険金が支払われるのでしょうか。また、火災保険では、地震による火災は補償されるのでしょうか。地震による火災が延焼した場合はどうですか。火災保険の契約をせずに地震保険だけを契約することはできますか。

A 地震保険は、地震若しくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失による損害を補償するもので、居住用建物また

は生活用動産が、全損、半損または一部損となった場合に保険金が支払われます。

Q 9 6 火災保険では、地震による火災は補償されるのでしょうか。地震による火災が延焼した場合はどうですか。火災保険の契約をせずに地震保険だけを契約することはできますか。

A 地震による火災の場合も、地震による火災が延焼した場合も、火災保険だけでは補償されません。地震保険は火災保険とセットで契約する必要があります。

Q 9 7 地震保険の対象はどのようなものでしょうか。

A 地震保険の対象は居住用建物と生活用動産に限定されています。

Q 9 8 地震保険で支払われる保険金はどのようにして決まるのですか。

A 地震保険契約で定めた保険金額と、損害の程度（「全損」、「半損」、「一部損」）によって決まります。

Q 9 9 地震保険の保険金額とは何ですか。また、どのようにして決められるのですか。

A 地震保険の保険金額は、保険契約において保険会社と合意する金額で、全損の場合に支払われるべき金額です（ただし支払われる金額は時価を限度とします）。地震保険の保険金額は、主契約である建物または家財の火災保険の保険金額の30%～50%の範囲内とされています。ただし、建物については5000万円、生活用動産（家財）については1000万円が限度です。地震保険で支払われる保険金は、この保険金額と、損害の程度（「全損」、「半損」、「一部損」）によって決まります。

Q 1 0 0 地震保険において、全損、半損、一部損はどのように判断されますか。

A これらの区分については法律と約款に基準が定められています。

Q 1 0 1 区分所有建物（マンション）の区分所有者が地震保険保険契約を締結することはできますか。

A 区分所有者も地震保険契約を締結できます。ただし、その場合の方法は、管理組合が共用部分について一括して火災保険契約を締結しているかどうかによって違いがあります。

Q 1 0 2 警戒宣言の発令後に地震保険に加入することはできますか。

A 警戒宣言発令後に新たに地震保険に加入することは原則としてできません。

Q 1 0 3 　り災証明，被災建築物応急危険度判定とはそれぞれどのようなものですか。

A 被災建築物応急危険度判定は，余震などによる二次災害を防止するため，市町村が被災した建築物を調査し，倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下などの危険性を判定するもので，その判定結果は，ステッカーを貼付して表示されます。

り災証明とは家屋の被害程度を市町村長等が証明するものです。

被災建築物応急危険度判定とり災証明は，調査の視点・内容が異なります。

第8章 不在者の財産管理など

Q 1 0 4 災害により、親類の者が行方不明になっていました。その者の財産管理は誰がどのようにしたらいいのでしょうか。

A 行方不明になった親類の者に法定代理人がいる場合、あるいは、自ら財産管理人を定めていた場合には、その法定代理人あるいは財産管理人が財産を管理します。しかし、そのような場合は稀であり、それ以外の場合には、申立てにより家庭裁判所が選任した財産管理人が財産管理をします。

Q 1 0 5 災害により父親が行方不明のまま安否も全く分かりません。父の財産について相続は開始するのでしょうか。

A 認定死亡や失踪宣告が下されていれば相続は開始しますが、そうでなければ相続は開始しません。

Q 1 0 6 地震に関連して隣の家や塀が倒れ、怪我（又は死亡）をしてしまいました。この場合に、治療費等の損害賠償請求はできますか。また、何らかの給付や援助を受けられる場合がありますか。

A 損害賠償請求については、一定の要件を満たせば、請求できます。また、生命保険に加入していれば、保険金や各種給付金が受けられますし貸付けを受けることができます。さらに一定規模の災害であれば、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく給付や援助を受けることができます。

Q 1 0 7 地震で自宅が倒壊し、自宅に保管していた権利証を消失してしまったのですが、自宅の土地を売却することはできますか。

A 権利証を消失した場合には、売却時の所有権移転登記申請に当たり、新しい事前通知制度あるいは本人確認情報制度を利用することにより対応できますので、手間はかかりますが土地の売却は可能です。

第9章 消費者問題

Q108 自宅に屋根の修理業者が来て、災害支援のため格安の値段で屋根の修理をするといわれ、屋根用パネルと壁面用パネルの張替工事契約をしましたが、後で調べると相場の3倍の値段だったことが分かりました。契約を解除することができますか。

A 屋根、壁面パネルの修繕は、特定商取引法の役務に該当しますので、修繕契約の内容に不満があれば、同法で要求される書面を受け取った日から8日以内であれば、その理由如何にかかわらず、「クーリング・オフ」の権利を行使し、契約を解除することができます。クーリング・オフを行使できない場合でも、詐欺取消し、消費者契約法違反に基づく取消し等が考えられます。

Q109 自宅を尋ねてきた工事業から地震で壊れた瓦屋根等の補修の点検無料といわれて頼んだら技術料を請求されました。支払わなければならないのでしょうか。

A 技術料を請求されても代金を支払う法的義務はありません。

Q110 水道局の職員のような制服を着た人が自宅にきて、震災によって水道管が破損し水道水が汚染されているといわれたので、浄水器を購入しました。しかし、後で近所の人に聞いたところ、水道管は破損していないことが分かりました。浄水器のお金を返してもらえますか。このような業者は処罰されないのですか。

A 特定商取引法によるクーリング・オフ、消費者契約法による契約取消し、錯誤による契約無効、詐欺による契約取消し、不法行為に基づく損害賠償等によって代金の返還を求めていくことが考えられます。

Q111 震災後、認知症の症状が進んできた高齢の父の家に突然業者が訪問し、震災によって建物の基礎部分が壊れていないか無料点検すると言われて、床下を点検してもらったところ、その後、高額な床下工事の契約をさせられて業者が工事を行っていました。どうしたらよいのでしょうか。

A 特定商取引法によるクーリング・オフ、消費者契約法による契約取消し、錯誤による契約無効、詐欺による契約取消し、公序良俗違反による契約無効等によって代金の返還を求めていくことが考えられます。

また、認知症により意思能力が無かったとして契約無効にできます。

なお、その後に、成年後見制度の活用や日常生活自立支援事業などの地域における見守りなどの体制整備も必要です。

労働相談を受けるにあたっての基本的な心構えについて

労働条件について規定している労働基準法は、あくまでも最低限度の基準にしかすぎません。労働基準法よりも、就業規則が優先しますし、就業規則よりも労働協約が優先します。

さらには、それまで就業規則や労働協約が存在していなかったとしても、今回の震災をうけて、労使間であらためて交渉・協議することによって新たな労使ルールを作っていくことは当然可能ですし、むしろ、憲法28条が労働三権を基本的人権として保障していることからすれば、それこそが本来のあるべき労使関係の姿です。

本書を含めてQ&Aや相談マニュアルに記載されている回答がすべて一義的に正しい回答であるわけではありません。労使間での自主的な交渉による解決こそがなによりも優先されるべきです。

【参考】

労働基準法第1条

- 1 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。
- 2 この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労使関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

労働基準法第2条

- 1 労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。
- 2 労働者及び使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。

内定取消

Q 1 1 2 既に採用内定を出しているのですが、その後の震災により一部の事業所が損壊し採用内定者を実際に採用するのが困難な状況になりました。採用内定を取り消すことはできますか。

A 整理解雇に準じた厳しい要件を満たす必要がありますが、地震により企業規模縮小を余儀なくされた場合には、採用内定の取消も客観的に合理的で社会通念上相当と認められる可能性が高いと思われます。

但し、安易な回答には注意が必要です。

相談の現場で注意しなければならないのは、震災に便乗した濫用的な内定取消、つまり、客観的かつ合理的な理由を欠き、社会通念上相当でない内定取消でないかどうかです。

最高裁判例の見解は、採用内定とは、入社日を始期とする解約留保権付労働契約の成立であるとしています。したがって、所定の内定取消事由に該当すれば、留保解約権の行使として内定を取り消すことができますが、そうでない限りは、通常の

解雇と同様に解雇権濫用法理の問題となります。なお、一般的には、震災による企業側の被害といった事情は内定取消事由として想定されていないと思われます。また、内定取消事由として、「その他、勤務不相当と認められたとき」などの一般条項が定められている場合がありますが、これについては、採用内定時知ることができず、また知ることが期待できないような事実であって、これを理由として採用内定を取り消すことが解約権留保の趣旨・目的に照らして客観的な合理性や相当性があるといえるかどうかで判断されます。

したがって、結局は、解雇権濫用法理の適用となり、具体的には、整理解雇の4要件の有無が争点になるのであり、具体的な事情を詳しく聴取して把握しなければ、一概に、結論を出すことはできません。相談現場における安易な回答は、震災に便乗した違法な内定取消を結果として助長しかねない危険もあることに留意すべきです。

なお、阪神大震災後の経営悪化や廃業にともなう整理解雇が解雇権濫用にあたり解雇無効と判断された裁判例として、神戸地決H7.10.23・労判685-43、神戸地決H8.6.11・労判697-33などがあります。

H23.3.22付で厚生労働大臣と文部科学大臣が連名で、主要経済団体、業界団体に対して、「採用内定を得ている被災地の新卒者等が、可能な限り入社できるよう、また、可能な限り予定していた期日に入社できるよう最大限努力すること」等の要請を行っています。

Q 1 1 2 - 2 今回の震災に伴い、事業活動が縮小しています。来年度からの採用を予定している者について、内定を取消すことは可能ですか。その他内定者の取扱いについて留意すべきことはありますか。

A 採用内定により労働契約が成立したと認められる場合には、採用内定取消しは解雇に当たり、労働契約法16条の解雇権の濫用についての規定が適用されます。

したがって、採用内定取消しについても、客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当であると認められる場合でなければなりません。

なお、やむを得ない事情により採用内定取消しを行おうとする場合には、使用者は解雇予告等労働基準法に基づく解雇手続を適正に行う必要があります。

【参考】厚生労働省HP

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ & A (第2版)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000016u30-img/2r985200017eok.pdf>

また学生等震災特別相談窓口が、新卒応援八ローワークに設置されます。

新卒応援八ローワークの所在は、こちらです。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/01/tp0127-2/dl/5a.pdf>

Q 1 1 2 - 3 今回の震災に伴って、4月1日付けで採用を予定しているものについて、自宅待機させるか、入社日自体を延期したいと考えていますが、その場合に労働基準法第26条の休業手当を支払う必要はあるのでしょうか。

A 採用内定の際に予定されていた入社日に入社させた上で、実際には就業をさせず自宅待機を命じた場合には、当該自宅待機は「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当たらない天災事変等の場合を除き、労働基準法26条に定める休業手当を支払う必要があります。

事業場の施設・設備が地震による直接的な被害を受け、その結果、事業の全部又は大部分の継続が不可能となったため、労働者を自宅待機させる場合の取扱いについては、Q1をご覧ください。

事業場の施設・設備は直接的な被害を受けてない場合の自宅待機の取扱いについては、Q113-11をご覧ください。

なお、今回の震災に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合は、休業についての手当等が支払われ、雇用保険の適用事業所であるなど他の要件を満たせば、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金が利用できますのでご活用ください。

また、採用内定の際に定められていた入社日自体の延期は、採用内定者への十分な説明と同意を得る必要があります、これらを行わないまま入社日の延期をすることはできません。同意を得て入社日を変更した場合でも、採用内定者の不利益をできるだけ回避するため、延期期間はできるだけ短くするよう努めていただくことが望まれます。

【参考】厚生労働省HP

平成23年3月22日付厚生労働大臣・文部科学大臣の要請

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015qbn.html>

休業・賃金

Q113 震災を理由に労働者が欠勤しております。欠勤をしても給与を支払わなければならないのでしょうか。

A 解雇はできませんが、給与を支払う義務も原則としてありません。

但し、労働契約関係においては、法律よりも就業規則や労働協約が優先します。

したがって、すでに就業規則や労働協約によって、労働者の責に帰することができない事由による欠勤の場合であっても賃金を補償する（賃金を減額しない）等の定めをしている事業所であれば、当然、賃金は支払われなければなりません。また、既存の就業規則や労働協約がなくとも、今後の労使交渉によって、賃金を補償する合意がなされる可能性もあるし、労働者側からの相談であれば、むしろ、そのような労使交渉を勧めるアドバイスをすることが適切でしょう。

また、そもそも労働者が欠勤している理由を正確に把握しなければ正しい回答はできません。使用者側が賃金ないし休業手当の支払を免れる目的で、客観的にみて操業不可能な状態であるにもかかわらず、休業を命じずに、出勤するかどうかを労働者の自主判断にゆだねるといったケースが散見されます。このようなケースでは労働者が自主的に欠勤したからといって、ただちに賃金請求権や休業手当請求権を

失うと解すべきではありません。

なお、休業手当について、厚生労働省の見解によれば、地震により事業場の施設・設備が直接的な被害を受けたので休業する場合には不可抗力として休業手当の支払義務はないが、直接的な被害は受けていないが取引先や鉄道・道路が被害を受けて仕入や納品ができないので休業する場合については、「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当し、休業手当の支払義務がある、とされています。

民法536条2項は、「債権者の責めに帰すべき事由」によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付を受ける権利を失わないと規定しています。この「債権者の責に帰すべき事由」とは、債権者（＝使用者）の故意・過失または信義則上これと同視すべき事由であると解されています。

他方、労基法26条は、「使用者の責に帰すべき事由による休業」については休業手当の支払義務がないと規定しています。この「使用者の責に帰すべき事由」とは、「使用者側に起因する経営・管理上の障害」（最判S62.7.18）と解されています。

後者については、労働者保護のために前者よりも使用者の責任範囲を拡大するものと解されています。

そして、上記解釈を敷衍すれば、経営上の理由による休業については、それが客観的かつ合理的な経営判断であれば、使用者は休業手当（平均賃金の60%）だけを支払えばよいが、経営判断が客観的かつ合理的なものでないような場合については、休業手当の支払義務のみならず、民法536条2項によって賃金全額の支払義務があるものと解すべきです。

Q 1 1 3 - 2 地震によって勤務先から休業を命じられた場合、賃金はどうなりますか？

A 労働契約、労働協約、就業規則、労使慣行により、天変地異等による休業の場合であっても賃金を100%支払うことが合意されている場合は、もちろん、100%賃金が支払われなければなりません。

Q 1 1 3 - 3 Q 1 1 3 - 2のような労働契約、労働協約、就業規則、労使慣行がない場合で、地震により事業場の施設・設備が直接的な被害を受けたので休業を命じられたケースはどうなりますか？

A 労働基準法26条は、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中、当該労働者に、その平均賃金の60%以上の手当（休業手当）を支払わなければならないと規定しています。

厚生労働省が公表しているQ & Aによれば、事業場の施設・設備が直接的な被害を受けた場合の休業については、「使用者の責に帰すべき事由による休業」にはあたらないものとされています。

したがって、このような場合には、賃金はおるか、休業手当についても支払わなくてもよいというのが法律の定めです。

もっとも、労使間で交渉・協議して、このような場合であっても、賃金や休業手

当を支払うことが合意できれば、支払ってもらえますので、あきらめずに交渉してみてください。

Q 1 1 3 - 4 地震により事業場の施設・設備は直接的な被害は受けていないが、取引先や鉄道・道路が被害を受けて、仕入や納品ができないので休業する場合はどうなりますか。

A このような場合は、「使用者の責に帰すべき事由による休業」にはあたりませんので、労働基準法26条により、休業手当（平均賃金の60%以上）の支払義務があります。（不払については刑事罰が科せられます）

なお、労使間で交渉・協議して、100%賃金を支払うことが合意できる場合もありますので、あきらめずに交渉してみてください。

Q 1 1 3 - 5 計画停電の時間帯に事業場に電力が供給されないために休業する場合はどうか。

A 今回の震災を受けて厚生労働省が発した通達（H23.3.16基発0315第1号）によれば、計画停電によって事業場に電力が供給されないために休業する場合には、「使用者の責に帰すべき事由による休業」にはあたらないので、休業手当は支払わなくてもよいとされています。

ただ、この通達に対しては批判が多く寄せられているところです。

なお、労使間で協議・交渉することによってこのような場合でも休業手当や賃金を支払う旨を合意すれば、支払を受けることができますので、あきらめずに交渉してみてください。

Q 1 1 3 - 6 計画停電の時間帯以外の時間帯も休業する場合はどうなりますか。

A 先の厚生労働省の通達においても、計画停電によって電力が供給されない時間帯以外の時間帯についても休業する場合には、「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当するものとされていますので、休業手当の支払義務があります。

Q 1 1 3 - 7 派遣先の事業所が休業するため、派遣労働者に休業や自宅待機が命じられた場合はどうなりますか。

A 派遣については以下のような通達が出されています。

これによれば、派遣元の事業場が地震によって直接被害を受けたために休業を余儀なくされる場合には「使用者の責に帰すべき事由による休業」にはあたらないこととなります。しかし、派遣先の都合で仕事がなくなる場合には、たとえそれが天変地異によるものであったとしても、派遣元としては、派遣労働者に対して別の派遣先を探して紹介するべきでしょう。これまでの派遣先での仕事と同じよう

な仕事を紹介できないとすれば、それは派遣会社の責任になるものと思われますので、たとえ仕事が出来なくても賃金を請求することができるかと解することができるでしょう。最低でも休業手当（労基法26条）は支払われなければなりません。

（昭61.6.6 基発333号）

「派遣中の労働者の休業手当について、労働基準法第26条の使用者の責に帰すべき事由があるかどうかの判断は、派遣元の使用者についてなされる。したがって、派遣先の事業場が、天変地変等の不可抗力によって操業できないために、派遣されている労働者を当該派遣先の事業場で就業させることができない場合であっても、それが使用者の責に帰すべき事由に該当しないこととは必ずしもいえず、派遣元の使用者について当該労働者を他の事業場に派遣する可能性等を含めて判断し、その責に帰すべき事由に該当しないかどうかを判断することになること。」

Q 1 1 3 - 8 会社の工場が地震と津波のために被害を受けたため操業停止となっています。賃金や休業手当はもらえないのでしょうか。

A 労基法26条は使用者の責めに帰すべき事由により休業する場合には平均賃金の6割の休業手当の支払いを義務付けています。しかし、今回の地震や津波で直接被災をうけ工場が休業してしまった場合には天災という不可抗力となります。ですから、「使用者の責めに帰すべき事由」にはあたらないので労基法26条の休業手当支給をしなくても労基法違反になりません。

ただ、賃金については、会社の休業や欠勤にかかわらず毎月給料を支払うとされ、天災などの不可抗力の場合でも月給を支払うとの定めになっている場合には、使用者は給料を支払わなければなりません。

【参考】厚生労働省HP

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ & A（第2版）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000016u30-img/2r985200017eok.pdf>

なお、震災前の未払賃金については支払わなければなりません。被災地域の中小企業主で、事業再開の見込みがなく、かつ賃金支払能力がないものについては、下記の通りの未払賃金の立替制度があるので、労使で最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

【参考】厚生労働省HP

・平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う未払賃金の立替払事業の運営について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015rt9-img/2r9852000001607y.pdf>

・平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う立替払事業の運営に当たって留意すべき事項について（平成23年3月30日厚生労働省労働基準監督課長事務連絡）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000016u0v-img/2r985200000172mq.pdf>

Q 1 1 3 - 9 事業所が被災し、休業・廃業したために賃金を受けることができないが、離職していない又は一時的な離職をしたただけの場合でも失業給付は受けられますか。

A 災害時における雇用保険の特別措置が実施されており、雇用保険に6ヶ月以上加

入しているなどの要件が満たされれば、失業給付を受給できます。ハローワークにご相談ください。

【参考】厚生労働省HP

- ・平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う雇用保険給付の特例措置について

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/koyouhoken07.pdf>

- ・雇用保険失業給付の特例措置に関するQ&A

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000017kr6.html>

Q113-10 地震や災害での直接の被害を受けませんでした。原子力発電所の避難対象地域に指定されて会社が休業しています。この場合には、賃金や休業手当はどのようなのでしょうか。屋内待避対象地域の中にある会社の場合はどうなるのでしょうか。

A 法令上避難しなければならない地域に指定されたのですから、災害により休業した場合と同様に取り扱われます。また、屋内待避地域も同様です。働いていないので賃金はもらえませんし、法令上の避難・屋内待避を命じられている場合ですから、事業主にとっては不可抗力となります。労基法26条の休業手当を支払わなくとも労基法違反にはなりません。しかし、このような避難地域・屋内待避の指定は、法令上の措置ですから事業所が災害を受けた場合と同じく、Q2の雇用保険失業給付の特別措置を受けることができます。

【参考】厚生労働省HP

平成23年3月28日付職保発0328第1号

福島原子力発電所の影響を踏まえた激甚災害法の雇用保険の特別措置の取扱いについて

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000016n92-img/2r985200016s6m.pdf>

Q113-11 地震のために東北地方の工場から部品が入手できないとして、私が勤務する東京の工場が休業となりました。東京工場では震災等での直接の被害を受けていません。この場合に賃金や休業手当は支払われるのでしょうか。

A この場合には、会社は原則として賃金を100%支払わなければなりません。例外的に使用者が十分な努力しても部品が入手できないという事情がある場合に限り、賃金を支払わなくても良いということになります。

賃金を支払わなくても良い場合であっても、休業手当は原則として支払わなければなりません。他工場から部品の仕入や代替品の購入など使用者が可能な限りの最大限の努力を尽くしても休業せざるを得ないという例外的な場合に限り使用者が休業手当を支払わなくとも労基法違反となりません。Q113-8も参照して下さい。

Q113-12 会社から、正午から3時まで計画停電になるから、効率が悪いので一日、休業するとの指示が来ました。この場合には休業手当はもらえないのでしょうか。

A 厚労省は労働基準法第26条の取扱いについて通達を出しています。

これによれば、計画停電の時間帯における事業場が停電することを理由とする休業については使用者の責めに帰すべき事由による休業でなく、休業手当を支払わなくても労基法違反ではないこと。計画停電の時間帯以外の時間帯に休業した場合には、原則として使用者の責めに帰すべき事由による休業であり休業手当を支払わなければならないこと。ただし、他の手段の可能性、使用者としての休業回避のための具体的努力等を総合的に勘案し、計画停電の時間帯のみを休業とすることが企業の経営上著しく不相当と認められるときには使用者の責めに帰すべき事由による休業とはならないとしています。また、賃金については、Q1のとおり、月給制の場合には天災などで一時的に工場が休業した場合であっても支払われるとされていることがありますから、その場合には、その企業のルールに従うこととなります。

【参考】厚生労働省HP

計費停電の休業手当が実施される場合の労働基準法第26条の取扱いについて

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki jun/other/dl/110316a.pdf>

Q113-13 私の会社は地震や津波の直接的被害を受けませんでしたが、顧客が激減し、また原料や部品も入手できず、事業を一部休業したり縮小したりしています。このような中小企業への救済策で活用できるものはありますか。

A 厚生労働省は、東北地方太平洋沖地震被害に伴う経済上の理由により、事業活動を縮小せざるを得なくなった事業主に、労働者の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合には、休業手当相当額等の一部（中小企業で原則8割）を助成するとしています。これには計画停電により、事業活動を縮小していれば対象となります。青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県のうち災害救助法適用地域の事業場では、最近1ヶ月の生産量・売上高等が直前1ヶ月又は前年同期と比べ5%以上減少していれば対象となります。それ以外の地域は、最近3ヶ月の生産量、売上高等がその直前の3ヶ月又は前年同期と比べ5%以上減少していることなどが要件となります。詳細はハローワークにお問い合わせください。

【参考】厚生労働省HP

東北地方太平洋沖地震被害に伴う雇用調整助成金の活用Q&A

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyuhukin/a10-1.html>

Q113-14 事業所は正常に運営していますが、労働者が出勤できない、又出勤できても長時間または多大な費用を要するとき、賃金の支払いは受けられますか。

A ノーワーク・ノーペイの原則で一般論として賃金は請求し得ないし、休業にも当たりません。ただし月給制等別途賃金規定がある場合は、Q113-8を参照してください。

なお、出勤不能の場合は、懲戒事由や賃金査定で不利益にはできません。

また、通勤時間が極めて長くなる場合、それが社会通念上「通勤不能」といえ

ば上記と同様の扱いになります。場合によっては、使用者の出勤命令は権利乱用となりうる場合もありますが、その場合、就労時間の短縮、一時的な仮宿舍の提供などが考慮されることになるでしょう。

Q 1 1 3 - 1 5 交通機関が運休となって出勤できない従業員に給与を支払う義務はありますか。

A 法律上は支払う義務はありません。しかし、就業規則に欠勤控除をしない旨の規定があれば、支払う義務があります。

Q 1 1 3 - 1 6 出勤した従業員について、原発事故の影響が心配であれば早退してよいという取扱いをした場合に、勤務しなかった時間の給与を支払う義務はありますか(待避勧告の圏外の場合)。

A 本来労働義務があるのに、会社がそれを免除したのですから、原則として、支払う義務があると考えるのが、当事者の合理的意思表示でしょう。ただし、会社が、「無給となるが、早退を認める」と通知した場合には、これを受けて早退した者に対しては、支払う義務はないと考えます。

Q 1 1 3 - 1 7 5名の従業員の店舗で、地震による交通機関の運休の影響で、4名が出勤できない場合、出勤した1名では営業ができないので、店を休業としたとき、その出勤した1名に対して、賃金を支払う義務はありますか。

A 始業時刻後、休業決定までの時間については、支払う義務があると考えます。休業決定・指示後については、法律上は、支払う義務がないと解されます。

Q 1 1 3 - 1 8 デパート内に出している店舗で、地震の影響でデパートが休業となり、その結果、デパート内のその店舗も休業となった場合、その店の従業員に、賃金を支払う義務はありますか。

A 原則として、Q1と同様であると考えます。ただし、貴社に同デパート外にも店舗等がある場合には、それらの店舗等で勤務させる余地を全く検討しないときは、賃金(民法536条)、又は少なくとも休業手当(平均賃金の60%。労基法26条)を支払う義務が発生する可能性があります。

Q 1 1 3 - 1 9 3/14午後から3/18まで休日にしましたが、一部の社員には出勤してもらいました。休日出勤として、割増手当を支払わなくてはならないでしょうか。

A 就業規則上、会社が指定した日が休日になる旨の規定があり、また、所定休日出勤に対しても、休日出勤手当を支給する旨の規定がある場合には、休日出勤の割増

手当を支給しなくてはなりません。

また、3/14午後稼働した者は、午後になった時点で、休日（但し、半日）出勤の黙示の指示があったとして、休日出勤扱いするのが適切でしょう。

Q 1 1 4 私（労働者）は震災が原因で欠勤せざるをえない状況です。欠勤により懲戒処分等の不利益処分を受けないか心配なのですが。

A 震災を理由として欠勤したとしても、それを理由に使用者が不利益処分をすることは許されません。

Q 1 1 5 私（労働者）は震災により怪我をし、3ヶ月以上欠勤が続いており、今後も治療にどれだけの期間が必要か不明の状態です。先日会社から就業規則に則り今後は休職扱いとしさらに6ヶ月間以上欠勤が続けば自然退職になると言われました。私は、会社の同方針に従わなければならないのでしょうか。

A 休職扱いそのものは受け入れざるをえませんが、完治と言えなくても一定程度治療した場合には、会社に復職を求めることは可能です。

まずは労災にあたるのではないかを検討する必要があります（労災に関しては後述）。

労災にあたる（業務上の疾病にあたる）場合は、労基法19条の解雇制限（療養期間中及びその後30日間は解雇できない）があるため、就業規則で自然退職と規定されていたとしても、自然退職することにはなりません。

労災にあたらぬ（業務上の疾病にあたらぬ私傷病）場合には、就業規則の適用になりますが、休職期間満了までに完治ではなくても業務負担の軽い他の職務であれば就労できるまでに回復しており、本人が復職を申し出ておれば、自然退職ないし解雇することは許されないと解すべきです（片山組事件・最判H10.4.9労判736）。

なお、休職期間満了による自然退職については就業規則の規定を必ず確認すること、休職期間満了時に解雇するという規定ならば30日以上前の解雇予告手続が必要です。

Q 1 1 6 震災により会社の資金繰りが悪化し、決まっている給料日に従業員に対し給与の支払いをできそうにありません。どうしたらよいでしょうか。従業員一律の一時的な賃金の引き下げは可能でしょうか。

A 賃金の遅配は労基法24条1項違反であり、罰則があります（労基法120条1号）。

就業規則の不利益変更による賃金減額については、原則として拘束力はありませんが、例外的に合理性（変更の程度・内容と変更の必要性との比較衡量。労使交渉の経緯等も勘案。）があれば拘束力を認めるというのが最高裁判例の立場であり、労働契約法10条にも規定されています。

なお、一時的な資金繰りの悪化を理由とする不利益変更については、合理性がないと判断される可能性が高いと思われます。

また、後記Q117のとおり、労基法は非常時には賃金の前倒し支払すら義務付けていることにも留意すべきです。

Q 1 1 7 私（労働者）は震災のため纏まった金銭を臨時的に必要な状況になってしまいました。会社に対し今月の給与を前倒しして支払っていただきたいのですが。

A 使用者は、労働者が出産、疾病、災害その他厚生労働省令で定める非常の場合の費用に充てるために請求する場合においては、支払期日前でも、既往の労働に対する賃金を支払わなければなりません（労働基準法25条）。

Q 1 1 8 震災のため人手を欠き出勤可能な従業員につき時間外労働及び休日出勤を命じたいのですが。

A 行政官庁の事前許可なく事後承認を条件に時間外労働及び休日出勤を命じることとはできません。ただし、割増賃金を支払う必要があります。

災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることのできない場合における所轄労働基準監督署長の許可又は事後の承認は、次の場合には認められます。

（イ）急病、ボイラーの破裂その他人命又は公益の保護

（ロ）電圧低下により保安等の必要がある場合

（ハ）事業の運営を不可能ならしめるような突発的な機械の故障の修理

通常予見される部分的な修理、定期的な手入れは認められません

単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認められない（昭和22年発基17号，昭和26年基発696号）。

なお、そもそも36協定がなければ原則として時間外労働を命じることとはできません。上記はその例外にすぎません。36協定を締結していない事業場については、36協定を締結するように助言するべきではないかと思われます。

Q 1 1 8 - 2 当社では、震災からの復旧を図るために、従業員に時間外・休日労働を命じる予定ですが、災害等による臨時の必要がある場合の時間外・休日労働について規定する労基法33条1項に基づいて、そのような命令をすることができるのでしょうか。

A 労基法32条は、労働時間の上限を、1週40時間、1日8時間と規定し、また、同法35条は、原則として週1日の休日の付与を義務づけています。そして、この制限を超えて労働（時間外労働）させ、あるいは休日に労働（休日労働）させるためには、原則として、労使協定（36協定）を締結する必要があります（同法36条）。しかし、「災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合」には、36協定の締結を求めることは実際的ではないので、労基署長の許可

又はそれへの届出を要件として、時間外・休日労働をさせることが認められています（同法33条）。したがって、そのような同条の趣旨に照らすと、36協定を締結する余地がある場合には、33条によることはできないことになります。

今回の震災に即して考えれば、地震あるいは余震の直後の緊急の対応等の場合には、33条が適用されると考えられますが、その後の長期間にわたる復旧作業等の場合には、36協定によることになると思われます。

なお、通達は、36協定によって延長した時間外の労働時間を、同法33条によって更に延長することを認めています（昭和23・7・27基収2622号、平成11・3・31基発168号）。

また、36協定を締結しても、同協定の範囲の時間外・休日労働を命じるためには、就業規則や労働協約等に、その根拠となる規定が必要だと解されていますが、33条による時間外・休日労働は、就業規則や労働協約等に規定がなくても、信義則を根拠に命ずることができると思われています。

Q119 使用者から震災を理由に一時帰休（レイオフ）を命じられました。会社からはその間給料が減額になるかまたは全く支給できないかもしれないと言われました。どうしたらよいでしょうか。生活が成り立たなくなるので、その間アルバイトをしたいのですが、就業規則上の兼職禁止条項に違反することになってしまうのでしょうか。

A 一時帰休については、少なくとも労基法26条による休業手当の支払義務があります（なお、休業手当に関しては前記Q113参照）。

また、就業規則や労働協約によって、一時帰休期間中の賃金を全額支払う（減額しない）という規定があればそれに従うことになります。

使用者に損害が生じるような態様でなければ、アルバイトをすることは問題ありません。

Q120 震災により会社の資金繰りが悪化し、一部の従業員を解雇したいと考えているのですが。

A 整理解雇4要件を満たさない限り、解雇はできません。

また、できる限り解雇を避けるべく、雇用調整助成金の活用、雇用保険の特例の活用をまずは助言すべきです。

また、そもそも一時的な資金繰りの悪化であれば、整理解雇の4要件（第1要件）を具備しない可能性が高いと思われます。

Q120-2 今回の震災で事業場の施設・設備が直接的な被害を受けたため、事業の全部又は大部分の継続が困難になったため、従業員を解雇しようと思いますが、雇用予告手当の支払いは必要ですか。

A 労働基準法19条、20条では「天災事変その他やむを得ない事由のために事業

の継続が不可能となった場合等で、労働基準監督署長の認定を受けたときは、解雇予告や解雇予告手当の支払いは不要とされています。

なお、今回の震災で事業場の施設・設備の一部だけに被害を受けた場合に当然に解雇が有効になるわけではありません。解雇が有効となるためには、合理性・相当性の要件を充足する必要があります（Q 1 1 3 - 1 6 参照）。

Q 1 2 1 震災により会社が倒産してしまいました。労働者の立場はどうなりますか。

A 震災に便乗した計画倒産などでなければ、解雇はやむを得ません。ただし、未払賃料等については一般債権に優先して弁済を受けることができますし、労働者健康福祉機構から立替払いを受けることができます。

なお、未払賃金立替払制度については手続簡素化の特例があります。

また、雇用保険制度、第2のセーフティネット（訓練・生活支援給付や生活福祉資金貸付制度など）、生活保護制度についても助言すべきです。

第10章 - 2 非正規労働，解雇について

Q 2 0 3 私は1年契約の契約社員です。契約期間はあと半年残っているのですが、会社から、地震の影響で仕事がなくなったから今日付で解雇すると言われてしまいました。このまま会社で働き続けることはできないのでしょうか？

A 労働契約法17条1項は、契約社員のような期間の定めのある労働契約について、使用者は、「やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない。」と定めています。

裁判例では、この「やむを得ない事由」とは、期間の定めのない労働契約の解雇が権利の濫用として無効となる要件である「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合」（労働契約法16条）よりも厳格なものであると判断し、解雇の有効性は、整理解雇の4要件を用いて判断するとしています（プレミアライン仮処分事件・宇都宮地裁栃木支決H21.4.28・労判982-5）。

ですので、上で述べた整理解雇の4要件に1つでも当てはまらないものがあれば、働き続けられることとなります。もし、仮に4要件に全て当てはまったとしても、解雇予告手続は必要です。

Q 2 0 3 - 2 私が勤務している会社は東京にありますが、東北地方の大震災により部品を調達できなくなったため事業を縮小するとして、1年の有期労働契約を締結・更新して5年以上働いてきた労働者全員を4月末で雇い止めをすと発表しました。また、正社員も10名を解雇すると言います。これは大震災の為ですから、仕方ないのでしょうか。

A 有期契約労働者も5年以上も働いており、恒常的な業務を担当してきたのであれ

ば雇用継続の合理的な期待を有しているといえますから、期間満了ということで雇い止めすることはできません。解雇と同じく、合理的で客観的な理由があり社会通念上相当な場合でなければ雇止めは無効となります。経営上の理由による「整理解雇」は次の4要件がないと違法無効です。経営上、人員削減の必要性があること、人員削減について解雇を選択する必要性（解雇回避努力を尽くしていること）、人員削減について労働者・労働組合と十分な協議を行っていること（手続の相当性）、被解雇対象者の人選の合理性です。ですから、大震災を理由とする経済上の困難が発生しているとしても、上記の4つの要件を満たされなければなりません。例えば、部品の調達等は他の方法を見つけるよう最大限の努力をすることが求められます。Q113-11もご参照ください。

Q204 私は1年契約の契約社員です。会社から、地震の影響で仕事がなくなったから、契約期間が終了したらこれ以上の契約更新はしないと言われてしまいました。このまま会社で働き続けることはできないのでしょうか？

A 震災を理由とすれば無条件に雇止めが認められるものではありません。また、使用者は、厳しい経営環境でも、雇用調整助成金等を活用するなどして出来る限り雇用の安定に配慮すべきです。

裁判例によれば、契約の形式が有期労働契約であっても、期間の定めのない契約と実質的に異ならない状態に至っている契約である場合や、反復更新の実態、契約締結時の経緯等から雇用継続への合理的期待が認められる場合は、解雇権濫用法理の類推適用があるとしています。

また、厚労省は、平成23年3月30日付で使用者団体に対して「平成23年東北地方太平洋沖地震により被害を受けた有期契約労働者及びパートタイム労働者への配慮に関する要請書」を出し、有期契約労働者及びパートタイム労働者の雇用の安定とその保護を図るための最大限の配慮を要請しています。そこでは、やむを得ず休業する場合でも、雇用調整助成金を活用して有期契約労働者及びパートタイム労働者の雇用の維持を図るよう求めており、使用者は、可能な限り契約社員を雇い止めにすべきではありません。

また、仮に雇い止めはやむを得ない場合であっても、使用者は期間満了の30日前までにその予告をする必要があり、労働者は使用者に対して更新しない理由の証明書を発行するよう請求することができます（有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準（平成15年10月22日厚生労働省告示第357号第2条、第3条））。

Q205 私は派遣社員です。派遣先から、「地震の影響で仕事がなくなったから明日から来なくてよい」と言われました。このまま派遣先で働き続けることはできないのでしょうか？

A 「派遣元と派遣先との間の労働者派遣契約」と「派遣元と派遣労働者との間の労働契約」とは別です。派遣先から来なくてよいといわれたからといって、派遣元と

派遣労働者との間の労働契約には何ら影響はありません。

派遣労働者としては、派遣元に対して、別の派遣先を紹介することや、それが紹介できないのなら雇用期間満了まで賃金を支払うことを求めることができるでしょう。

なお、厚生労働省は、平成23年3月28日付でまた、主要経済団体など派遣先の団体に対して、「派遣先が講ずべき措置に関する指針」(平成11年労働省告示第138号)に規定する派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講じるとともに、派遣労働者の雇用の安定とその保護を図るための最大限の配慮、具体的には現在締結されている労働者派遣契約をできる限り継続すること、やむを得ず労働者派遣契約を継続しない場合には、休業等による派遣元事業主の損害の適切な賠償や関連会社への就職のあっせん等派遣労働者の新たな雇用機会の確保に努めることを要請しています。

Q206 私は派遣社員です。派遣会社から、地震の影響で派遣先の仕事がなくなって派遣先との契約が解除されたから、解雇だと言われてしまいました。このまま派遣会社で働き続けることはできないのでしょうか？

A 「派遣元と派遣先との間の労働者派遣契約」と「派遣元と派遣労働者との間の労働契約」とは別です。そのため、派遣社員の方が派遣元と結んでいる契約が期間の定めがない契約か、期間の定めのある契約かにより、解雇権濫用法理の適用ないし類推適用によって判断することになります。

派遣先での仕事ができなくなったことや、派遣元と派遣先との間の労働者派遣契約が中途解除されたことがただちに正当な解雇理由になるわけではありません。

厚生労働省は、平成23年3月28日付で、人材派遣関係団体など派遣元事業主の団体に対して、労働者派遣契約の解除等があった場合でも、派遣労働者の新たな就業機会の確保に努めること、やむを得ず休業する場合であっても、雇用調整助成金を活用するなど、休業についての手当ての支払いに努めるよう要請しており、安易な解雇は認められないと解されます。

Q206-2 私は派遣労働者として働いていますが、派遣先から「東北地方からの部品が納品されないために派遣契約を解除することになる」と通告されました。派遣会社(派遣元)に相談したところ派遣先の都合でやむを得ないと言われました。今後、仕事がなくなり、生活できなくなります。どうしたら良いのでしょうか。

A 派遣先企業と派遣元との派遣契約(労働者派遣契約)が解除されても、派遣会社と派遣労働者との間の労働契約が直ちに終了するものではありません。派遣会社(派遣元)は派遣労働者に新たな派遣先を確保する義務があります。

なお、派遣会社が新たな派遣先を確保できない場合、休業手当の支払いに関しては、派遣会社が当該労働者を、他の事業所に派遣する可能性やその努力を尽くした

かを含めて「使用者の責に帰すべき事由」に該当するかどうか判断されます(Q4も参照)。

なお、下記のとおり、平成23年3月28日付で、厚生労働大臣から、人材派遣団体や主要経済団体に対し、派遣労働者の雇用の安定についての要請と、やむを得ず休業する場合は雇用調整助成金活用などし、休業手当の支払いに努めることの要請がなされました。

【参考】厚生労働省HP

東北地方太平洋沖地震により被害を受けた派遣労働者への配慮について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000016av1.html>

Q206-3 派遣会社に新しい派遣先の確保をするように求めましたが、派遣会社は「震災の影響が大きく、新たな派遣先が確保できないので解雇する」と言われました。震災の影響なので、解雇されるのは仕方ないのでしょうか。

A 派遣会社の解雇の場合であっても、客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当であると認められる場合でなければなりません(労働契約法16条)。また、派遣会社と派遣労働者との契約には期間の定めがある場合が多いですが、その期間内に解雇するのであれば、上記の要件よりもさらに厳格に、解雇がやむを得ない場合でなければなりません(労働契約法17条1項)。ですから、単に震災の影響というだけでは、直ちに解雇のやむを得ない事由に該当するものではありません。派遣会社が解雇を回避する努力を十分に行っている必要があります。

なお、解除する場合は、派遣会社は、少なくとも労働基準法に従って解雇予告や解雇予告手当を支払う義務があります。

【参考】厚生労働省HP

東北地方太平洋沖地震により被害を受けた派遣労働者への配慮について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000016av1.html>

シフト制，変形労働時間制の問題

Q207 これまで週5日のシフトだったのが、震災後は週2日のシフトになってしまいました。これでは生活ができないので、何とかしてほしい。

A 雇用契約や就業規則，労働協約において，勤務日数や勤務時間数が定められている場合には，その所定日数・時間数のシフトが組まれない場合は，少なくとも，休業手当(労基法26条)が支払われなければならないと解されます。なお，シフトを減らしたことが「債権者の責に帰すべき事由」(民法536条2項)にあたる場合には，所定日数・時間数の賃金全額が支払われるべきでしょう。

雇用契約で明示的に勤務日数や勤務時間数が定められていない場合であっても，これまでのシフト勤務の実績・実状を踏まえて，黙示的に勤務日数・時間数が保障されていたと認められるような場合にも，同様に解すべきでしょう。

Q 2 0 7 - 2 当社では1年単位の変形労働時間制をとっていましたが、事業場が被災し予定の変形労働時間制を実施できなくなりました。週を越えて休日の振替をする事は可能でしょうか。

A 労働基準法第32条の4にもとづき労使協定で1年間の変形労働時間制がとられていても1週に1回の休日は必要ですので、同一週に限り休日の振替は出来ませんが、週を超えての休日振替は認められません。また対象期間の途中でその適用を中止する事はできないと考えられています。

しかし今回の震災は甚大かつ広範囲に及んでおり、予定通り1年単位の変形労働時間制を実施する事が経営上著しく不相当と認められる場合には、労使でよく話し合ったうえで、労使協定を合意解約したり、協定の条項に従い解約し、改めて協定しなおすことも可能と考えられます。ただし解約までの期間を平均し、1週40時間を超えて労働させた時間について割増賃金を払うなど、協定の解約が労働者の不利にならないよう留意ください。

第10章 - 3 労災について

労災についての相談の注意点

労災保険は、相談者がその制度自体を知らないことも多いため、法律家が「聞かれなくてもお知らせする」という姿勢で、進んで助言しましょう。

厚労省が幅広く労災適用を認める通達を出しています。万一にも法律家が「天災の場合は労災は適用されない」とアドバイスしないよう注意が必要です。

労災保険法による療養補償給付（自己負担なしの治療）および休業補償給付（所得の6割相当額）を受けると同時に、その期間中は労基法19条1項により解雇が制限されます。生活再建のため有効に活用しましょう。（ただし、通勤災害の場合は解雇制限は適用がないと解釈されています）

「大黒柱の夫が仕事に亡くなったので生活費がなくて困っている」といった相談の場合にも、労災保険（遺族補償年金または遺族補償一時金）の活用を知らせましょう。

Q 2 0 8 勤務時間中に、震災で負傷・死亡した場合、労災保険は適用されますか。

A この場合も、幅広く業務起因性が認められ、労災保険による補償を受けられます。もちろん本来は、労災保険は「業務起因性」が認められる傷病に対する補償の制度です。したがって、一般論としては、雷や大雨などの天災によって生じた傷病は、「業務起因性を欠く」として、労災が適用されないと解釈されてきました。

しかし、「震災による傷病は一切補償されない」というのは誤解です。

厚労省が平成23年3月24日に発表した「東北地方太平洋沖地震と労災保険Q & A」には、「仕事に地震や津波に遭い、ケガをされた（死亡された）場合には、通常、業務災害として労災保険給付を受けることができます。」と記載されています。

これは、地震や津波によって勤務中に会社や事務所が倒壊して被災した場合は、「その職場（建物や施設）がもともと危険だったため被災した」、つまり、以前から存在していた業務上の危険性が天災をきっかけに発現したものだといえますので、業務起因性が認められるという考え方です。

通勤または帰宅途中に震災で負傷・死亡した場合も、通勤災害として労災の補償を受けられます。

具体的な事例は、次のQ & Aを参照してください。

Q 2 0 9 では、具体的にどのような場合に、労災保険は適用されますか？

A 業務上の負傷・疾病・障害・死亡の場合（労災保険法7条1項1号）、通勤による負傷・疾病・障害・死亡の場合です。

前述のとおり、厚労省が平成23年3月24回発表した「Q & A」では、幅広く「業務起因性」がある、つまり「業務上の傷病」であると認めることを示しています。

具体的には、以下のような場合に、業務上の傷病であるとして労災の補償を受けられます。

* 作中に地震や津波にあい、負傷・死亡した場合

（「作中」とは、職場内だけでなく、出張中や外回り中を含みます。出張のための移動中も含みます。就労時間内の休憩時間中も含みます。）

* 船員が船上で津波にあい、船が転覆して負傷・死亡した場合

* 作中に地震による避難指示を受けて避難中に、津波により負傷・死亡した場合

* 通勤途中または帰宅途中に地震や津波で負傷・死亡した場合

Q 2 1 0 労災保険では、どのような補償を受けられますか？

A 主に、以下の補償を受けることができます。

自己負担なしの治療を受けられます。

業務上の傷病の場合 = 療養補償給付（労災保険法13条）

通勤災害の場合 = 療養給付（労災保険法22条）

休業補償を受けられます。原則として、休業4日目から賃金の6割相当額です。

業務上の傷病の場合 = 休業給付（労災保険法14条）

通勤災害の場合 = 休業給付（労災保険法22条の2）

作中・通勤帰宅中に死亡した方の遺族は、年金または一時金を受けられます。

業務上の傷病の場合 = 遺族補償年金（労災保険法16条の2）

または遺族補償一時金（労災保険法16条の6）

通勤災害の場合 = 遺族年金（労災保険法22条の4）

または遺族一時金（労災保険法22条の4）

Q 2 1 1 労災により無料で治療を受けるには、どこで申し込めばよいですか？

A 労災指定病院へ直接行って申し込めます。

被災地の特例措置により、手続が軽減されています。事業主の証明書類がなくても、労災指定病院で、労災による自己負担なしの治療を直接申し込むことができます。

本来は、労基署そなえつけの請求用紙に会社の証明印を押して病院に提出する必要がありますが、被災地では、その必要はありません。

なお、労災指定医は、以下のとおり多数あります。

岩手県421施設 宮城県659施設 福島県614施設 茨城県493施設
(これは(財)労災保険情報センター登録数であり、実数はもう少し多いと思われる。) 「 労災病院」という名称の病院でないと労災診療を受けられない訳ではありません。

Q 2 1 2 労災による休業補償を受け取りたいのですが、どこで申し込めばよいですか？

A 労働基準監督署で申請できます。

現在は、被災地の特例措置として、会社の証明印なしで労災申請をできます。

本来は、事業主や病院の証明印をもらって労働基準監督署に申し込みますが、今回の地震により被災したために事業主や病院の証明書を入手しにくい場合は、証明がなくても請求を受け付けるとされています。

Q 2 1 3 今回の震災によって事業場内の棚が倒れてケガをしました。労災になるのでしょうか。

A 厚生労働省は、平成23年3月24日付けで下記の通達を出しており、業務遂行中に、地震や津波により建物が倒壊したこと等が原因で被災した場合にあっては、作業方法や作業環境、事業場施設の状況などの危険環境下の業務に伴う危険が現実化したものとして業務災害として差し支えないとし、労災保険の適用を受けられます。

通勤途上の被災・避難の際の負傷や、その折の同僚を助けた際の負傷についても労災保険が適用されます。

【参考】厚生労働省HP

・東北地方太平洋沖地震に係る業務上外の判断について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015vli-img/2r985200000164xv.pdf>

・東北地方太平洋沖地震被害に伴う労災保険給付の請求に係る事務処理について(基労補発0311第9号平成23年3月11日)

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2r9850000014trl-img/2r9850000015j3l.pdf>

Q 2 1 4 地震により電車が止まっているために、オートバイで会社に通勤せざるを得ません。その途中で事故にあいケガをしてしまいました。労災保険をもらえますか。

A 電車が止まっていたために徒歩や自転車，オートバイで通勤したが途中で事故により被災した場合も通勤災害となります。また，避難場所から通勤する際の事故も通勤災害となります。様々な事例が下記のQ & Aに紹介されていますから，ご参照ください。

【参考】厚生労働省HP

東北地方太平洋沖地震と労災保険Q & A

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015vli-img/2r9852000001653g.pdf>

Q 2 1 5 津波で従業員が行方不明になっています。その取扱はどのようにしたらよいでしょうか。

A 戸籍法の認定死亡や民法の失踪宣告手続きには時間がかかります。早期に雇用関係を整理し，退職金や未払い賃料などを遺族に支払う必要がある場合は，例えば1～3ヶ月ぐらい経過したら労働契約は終了したものとして扱うとか，遺族との間で解雇の手続きをとるなどして，未払い賃金や死亡退職金を支払ってもよいのではないかと思います。

なお厚生年金や労災保険の遺族請求などについては，厚労省では，海難事故などの特例などを参考に，3ヶ月程度の経過で請求が認められるような特例措置も検討中のようですが，4月15日現在では未定です。

第 1 1 章 租税特別措置

Q 1 2 2 地震で被災した人に対する税法上の減免措置について教えてください。

所得税について減免措置はありますか。

A 「災害被害者に対する租税の減免，徴収猶予等に関する法律」(災害減免法)による減免，所得税法による雑損控除，資産損失の必要経費算入などの措置があります。

Q 1 2 3 所得税以外の税金(法人税，相続税，贈与税等の国税，地方税を含む)について減免措置はありますか。

A 法人税については，被災資産の評価損の損金算入，災害損失金の繰越控除が認められます。

Q 1 2 4 地震で被災した人に対して，税法上，減免措置以外の救済はありませんか。

A 申告期限・納付期限の延長，納税の猶予，延滞税の免除などの措置が認められています。

第 1 2 章 外国人の人権

Q 1 2 5 被災による負傷で、長期の看護が必要になってしまいました。母国に住む親族に面倒を看てもらいたいのですが、親族の来日及び長期滞在は可能でしょうか？

A 看護する家族が取得できる在留資格の種類によって、結論が異なってくるものと思われます。

Q 1 2 6 震災でパスポートなどを無くしてしまったのですが、どうすればいいですか？

A 警察署で紛失証明書を発行してもらった後、在日大使館や領事館に連絡をして、パスポートの再発行の申請をする必要があります。

Q 1 2 7 震災で外国人登録証などを無くしてしまったのですが、どうすればいいですか？

A 紛失、盗難または滅失により登録証明書を失った場合には、その事実を知ったときから 1 4 日以内に、その居住地の市町村の長に対して登録証明書の再交付を申請する必要があります（外国人登録法 7 条 1 項）。

Q 1 2 8 震災及びその後の混乱で、手続せぬまま在留期間の更新期限が過ぎてしまいました。退去強制手続がとられてしまうのでしょうか？

A 許可申請の特別受理が認められる可能性があります。

Q 1 2 9 私は、留学生として来日していますが、震災により財産がすべて消失してしまいました。生活のためにとりあえず働く必要がありますが、可能でしょうか。

A 原則として、資格外活動許可申請をする必要があります。

Q 1 3 0 震災によって、働いていた工場が操業できない状態になったということで、突然、解雇されてしまいました。これまで、給料から、保険関係の支払はしていたようですが、雇用保険給付は受けられるのでしょうか。私の在留資格が、当該仕事をしていることが条件であった場合でも、問題なく、受給できるのでしょうか。

A 雇用保険には加入をしていた場合は、外国人であっても雇用保険給付は受けられることとなります。在留資格の点ですが、平成 1 6 年に入管法が改正され、「在留資格取消制度」が新設されたことから、一定の注意が必要です。

Q 1 3 1 震災によって、働き口がなくなりました。生活保護を受けたいと思うのですが、

在留資格がある場合とない場合とで、受給に違いがあるのでしょうか。

A 行政の取扱いでは、多くの場合、外国人に対する生活保護についても、居住地の市町村の福祉事務所で認定をしています。ただ、その取扱いは、あくまでも法律上の権利として保障されたものとは言えません。さらに、在留資格のない外国人に対しては、大変厳しいものがあると考えられます。

Q 1 3 2 震災によって私又は親族がケガをしてしまいました。外国人である私も国又は地方自治体から医療費の援助を受けることはできますか。

A 災害救助法に基づき医療を受けることができますが、これは支払った医療費に対し援助を受けられるものではありません。また、医療費の自己負担部分を免除する等の施策が行われる可能性があります。阪神大震災においては、外国人については健康保険に加入していることが要件とされ、健康保険に加入していない外国人は、免除を受けることができませんでした。この時、免除を受けられなかった外国人に対し、県より補助がなされましたが、今後の震災において、必ずしも同様の施策が行われるとは限りません。

Q 1 3 3 震災によりケガをしてしまいました。外国人である私にも国又は地方公共団体から見舞金が支給されることはありますか、あるいは、親族が死亡した場合弔慰金が支給されることはありますか。

A 見舞金・弔慰金のいずれについても外国人であっても支払を受けることができます。しかしながら、日本国内に住所を有していることが要件とされているため、在留資格のない人には支払われないこととなります。阪神・淡路大震災の際には、N G O 団体から民間弔慰金が支払われたとのことですが、今後必ずしも同様に民間弔慰金が支払われものとは限りません。

Q 1 3 4 震災によって住居が消失してしまいました。私も仮設住宅に入ることはできますか。また、住居とともに日用品も消失してしまった場合、日用品の支給を受けることはできますか

A 外国人であっても入居条件を充たせば、仮設住宅に入居することができます。ただし、手続き等は日本語で行われるため、困難を伴う可能性があります。また、住居又は家財に損害を負った場合に貸付けを受けることができますが、日本国内に住所を有することが要件とされており、在留資格のない外国人は貸付けを受けることは難しいです。

Q 1 3 5 母国に帰ろうと思うのですが帰国費用が調達できません。帰国費用の援助を受けることはできますか。

A 国あるいは地方公共団体から外国人に対する帰国費用の援助の制度はありません。しかし、民間団体の援助を受けることができる可能性があります。

Q 1 3 6 震災に関する義捐金が集められていると聞きました。私たちにも支払われることはありますか。

A 日本赤十字社等から義捐金が支給されるものと思われます。しかし、支給にあたっては、被災地に居住していたことの証明及び身分証明書を提出することが求められ、在留資格がない等の理由によりこれらの書類を取得することが困難な場合には、支給を受けられない可能性があります。

Q 1 3 7 震災によって、いろいろと困ったこと、どうしたらよいのかわからないことがでてきました。ただ、私は在留資格がないので、警察などに相談したりすることはできないのではないかと心配しています。私たちでも安心して相談できるような情報提供場所または手段について教えてください。

A 阪神・淡路大震災の際の例からは、外国人の生活相談に応じるボランティア活動の支援を受けることが可能ではないかと思えます。

Q 1 3 8 日本に来て、わずかの間に被災をしたため、日本語がよくわかりません。通訳をしていただきたいのですが、だれに、どのように依頼したら確保できるのでしょうか。

A 各国の大使館や、外国人を支援するためのボランティア団体へ積極的に赴くようにして行くべきでしょう。

第13章 高齢者・障害者の人権

Q 1 3 9 自治体は、地域防災計画を策定しなければならないということですが、どうい
うことを定めるものですか。

A 多岐にわたりますが、当該地域に係る防災に関し、防災上重要な施設の管理者の
処理すべき事務又は業務の大綱を定めるほか、防災施設の新設又は改良や、防災の
ための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関
する予報又は警報の発令及び伝達、非難、消火、水防、非難、救助、衛生その他の
災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画や、これらの措置に要する労務、
施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
などを定めることとなっています。

Q 1 4 0 地域防災計画に、高齢者、障がい者などの災害時要援護者について、どのよう
な配慮がなされていますか？

A 高齢者、障がい者などの災害時要援護者について、どのような配慮をするかにつ
いては、各自治体が決定することですが、国の災害対策基本計画では、災害時要援
護者への施策として、次の指針を定めていますので、各自治体も、この指針に沿っ
た地域防災基本計画の策定を行うことが望めます。

記

高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者に対しては、防災知識の普及、災
害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要であり、こ
のため、平常時から地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう
努めるとともに、平常時には、避難誘導はもとより、高齢者、障がい者の避難場所
での健康管理、応急仮設住宅への優先的入居等に努める。

Q 1 4 1 私どもは社会福祉協議会ですが、高齢者・障害者の親族の方の同意を得て、作
成したこれら要援護者の住所、氏名、生年月日、健康保険証の番号、介護保険証の番
号、既往歴、服薬状況等の医療情報を集積した情報を管理していますが、これらデー
タベースとなったものを、いざという時に備えて、協力してくれるボランティアの人
になど他に貸与することについて問題はないでしょうか。

A あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供できません。ただ
し、例外として人の生命・身体・財産の保護のために必要がある場合であって、本
人の同意を得ることが困難なときには、本人の同意を得なくても、個人データを第
三者に提供することができます。本問では、本人の同意を得ることが困難なとき
に当たりませんので、個人データを第三者に提供するには、あらかじめ本人の同意を
得ておく必要があります。

Q 1 4 2 私は、入居保証金 8 0 0 万円も預託して、終身居住可能な有料老人ホームに入居しました。ところが、この度の地震により、建物が半壊し、倒壊の危険があるため、立入禁止となっています。入居保証金を返してもらうことはできないのでしょうか？

A 少なくとも、入居保証金の未経過分の部分については返還するよう求めましょう。
なお、厚労省から、契約から 9 0 日以内の退去の場合には、実費等を除いて入居保証金を全額返還しなければならない旨の通知が出ていますので（いわゆる「9 0 日ルール」）、契約から 9 0 日以内であれば全額の返還を求めましょう。

Q 1 4 3 老人ホームの施設経営会社が破産した場合はどうなりますか。

A 一般的には、破産債権として、破産財団から一定割合の配当しか受けることができません。ただし、入居者基金制度とよばれる制度がありますので、その利用ができないか調べる必要があります。また、2006年（平成 1 8 年）4 月 1 日以降に設立された有料老人ホームの場合には、入居保証金の保全措置をとることが法律で義務づけられていますので（それ以前に設立されたホームの場合は努力義務）、5 0 0 万円を限度として返還を受けることができます。

Q 1 4 4 私は、今回の地震で今まで住んでいた借家が倒壊し、住むところがなくなりました。私は、6 0 歳で、妻以外に身寄りはいません。高齢者の家賃債務を保証してくれる制度ができたということを知りましたが、どのような制度でしょうか？

A 高齢者世帯の方には、高齢者居住支援センターが賃貸住宅を借りた際の家賃債務の保証人となる制度があります。また、この高齢者居住支援センターを運営する財団法人高齢者住宅財団では、高齢者世帯だけでなく、障がい者世帯、子育て世帯、外国人世帯、解雇等による住宅確保要配慮世帯の方についても家賃債務保証制度を提供しています。いずれも、高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者の賃貸住宅を借りやすくする制度です。その他、同財団では、高齢者の方には、自分の持ち家をバリアフリーの家にリフォームした際の借入金についての債務補償の制度も提供しています。

Q 1 4 5 私は、介護保険 3 の等級認定を受けていましたが、今回の地震で他の地域に一時避難することになりました。一時避難先の避難所、あるいは仮設住宅でも介護保険の給付を受けることができるのでしょうか。

A 一時的に別市町村等に避難した場合でも、従前からお住まいの給付市町村等からの介護保険の給付を請けることができます。

Q 1 4 6 地震で家財道具が壊れ、全部使えなくなりました。新しく買い直すにもお金がありません。年金担保貸付という制度があると知りましたが、どのような制度でしょ

うか？目的はどんなものでも貸付は受けられるのでしょうか？また、年金証書が見あたらぬのですが、紛失してしまつた場合でも貸付は受けられるのでしょうか？

A 年金担保貸付は、公的年金の受給者に対しその受給権を担保として低利で小口の資金を貸し付ける制度です。用途はギャンブルなどに使うと言ふような場合はダメですが、その他は制限はありません。年金証書が必要ですので、紛失した場合は社会保険事務所などで再発行の手続をしてください。その他、地震の際の特別な貸付制度としては、災害援護資金や生活福祉資金貸付制度があります。その他、災害弔慰金・災害傷害見舞金や被災者生活再建資金が支給される場合もありますので、こちらも活用ください。

Q 1 4 6 - 2 いわゆる「セーフティネット貸付」などの一般的な公的貸付のうち、被災者が利用できるものがあれば教えて下さい。

- A 1 主に、生活福祉資金、母子寡婦福祉資金があります。
- 2 生活福祉資金のうち、緊急小口資金については、今回、特例貸付として、被災者の当面の生活資金として、所得に関係なく1世帯あたり10万円、世帯員の中に死亡者がいるとき、世帯員に要介護者がいるとき、世帯員が4人以上いるときなどには20万円の貸付（いずれも無利息・保証人不要）が実施されています。
- 3 その他の生活福祉資金としては、低所得者世帯・障がい者世帯・高齢者世帯・失業者世帯を対象とした、福祉資金（福祉費）、総合支援資金、教育支援資金などがあります。
- ただし、これらは、災害援護資金の対象となる世帯については適用除外となります。また、他の公的資金の借入をしている、あるいは借入が可能な場合には、そちらが優先することになります。
- 4 母子寡婦福祉資金は、母子家庭の母・父母のいない20歳未満の児童・寡婦などを対象として、生活資金・修学資金・住宅資金など13種類の貸付が実施されています。
- 現在、被災者に対しては、一部貸付についての貸付限度額の引き上げ、据置期間の延長などの特例措置が実施されています。
- 5 公的年金担保貸付については、過剰融資から生活に困窮するおそれがあること、法的債務整理をしても支払を継続せざるを得ず、生活再建の支障となってしまうことがあるため、被災者がこの制度を利用することは控えた方がよいものと考えられます。

Q 1 4 7 災害時要援護者支援について、法律で特別な規定がありますか。

A 災害対策基本法第8条第2項において、「国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために」「実施に努めなければならない」事項

として、「高齢者，障害者，乳幼児等特に配慮を要するものに対する防災上必要な措置に関する事項」を掲げています。また，災害救助法による救助の程度，方法及び期間並びに実費弁償の基準において，福祉避難所を設置することを想定した実費加算が認められ，福祉仮設住宅を応急仮設住宅として設置できることが認められています。

Q 1 4 8 大規模災害が発生する危険が生じた場合や大規模災害が発生した場合に，避難が困難な高齢者，障害者等の要援護者に対し，危険を知らせて，避難をさせる必要があると思いますが，危険を知らせるための施策としては，具体的にどのようなものが考えられていますか。

A 災害対策基本法第60条に定める通常の避難勧告（避難行動を開始すべき段階）や避難指示（危険が急迫している段階）に先だって，避難に時間がかかる高齢者や障害者ら要援護者のために発令し，いち早く安全な場所に逃げてもらうための情報である避難準備情報を行うこととなりました。さらに，平成18年3月には，内閣府は「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を発表し，情報伝達が困難な災害時要援護者に対する情報伝達体制の整備に関する方策が提案されています。

Q 1 4 9 要援護者に避難準備情報を出す場合，要援護者がどこにいるのか，どのように情報を伝達すればよいのかあらかじめ分かっているか，十分な避難支援はできないと思いますが，要援護者の情報の把握については，具体的にどのような方策が考えられていますか。

A 平成18年3月に内閣府は「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を発表し，災害時要援護者情報の共有について，市町村に同意方式との組合せによる関係機関共有方式の積極的活用，特に要援護者情報について，避難支援のための目的外利用・第三者提供に関する具体的な方策を提案しています。

Q 1 5 0 多数の被災者を受け入れる避難所では，高齢者，障害者などの災害時要援護者が放置されたり，困窮することが多々あると思われます。避難所における災害時要援護者に対する支援についての施策はどのようなものがありますか。

A 平成12年3月31日に制定された災害救助法による救助の程度，方法及び期間並びに実費弁償の基準（同基準第2条第1項一，八）に基づき，福祉避難所の設置が認められました。また，平成18年3月に発表された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」では，避難所における要援護者用窓口を設置し，避難所における要援護者班を組織すること，要援護者班から避難所では対応できない要援護者のニーズについて，市町村の災害時要援護者支援班への要請を行うこと，福祉避難所の設置・活用促進策などを提案しています。

Q 1 5 0 - 2 避難所で訪問介護ヘルパーは利用できますか。

A 避難所にいる障害者は、避難所を居宅介護における「居宅」とみなして訪問介護支援が可能であると厚生労働省が通知を出しています。

Q 1 5 0 - 3 入所施設やグループホームで暮らしていた障害者が避難した場合、どうなりますか。

A 避難先がグループホームならグループホーム支援が利用できますが、避難先がそれ以外の施設の場合は「福祉避難所」の扱いとなります。入所施設の場合も同様です。

Q 1 5 0 - 4 震災で重度障害者になった人への「災害障害見舞金」はどのようなものですか。

A 常時介護の状態等の重度障害者になった場合、生計維持者に250万円、それ以外の場合125万円支給されます。

Q 1 5 0 - 5 視覚障害者、聴覚障害者など情報取得に障害のある人の避難所生活で配慮すべき点がありますか。

A 災害情報、行政情報等が視覚聴覚障害者に届かないことで不安に陥ります。音声だけのアナウンスでは聴覚障害者は配給や避難勧告にも気付かず、周囲と孤立することもあります。チラシやホワイトボードは聴覚障害者に有効な半面、視覚障害者には伝わりません。ICレコーダーなどを活用し、必要な情報を録音して繰り返し聞くことができるような配慮が必要です。

また、聴覚障害者については、プラカードを持って回って聴覚障害者がいるかどうか確認するなどの配慮が必要です。

手話通訳派遣は障害者自立支援法の地域生活支援事業に基づく市町村事業ですが、コミュニケーション支援、情報保障は人間の尊厳に直結する重要な人権ですから、少なくとも被災した人に対しては全額国庫負担の国家事業として保障するべきと思われます。

Q 1 5 0 - 6 自閉症など発達障害者、知的障害者、精神障害者への支援は、どのようなものがありますか。

A 発達障害者、精神障害者の多くは知らない人との避難所での集団生活を苦手としています。

避難所運営者、周囲の人が配慮出来ることが大切です。社団法人日本自閉症協会

が発行している「自閉症のひとたちのための防災ハンドブック」や、国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報センターの「災害時の発達障害児・者支援について」(URL : <http://www.rehab.go.jp/ddis/>)などが参考になります。

Q 1 5 0 - 7 人工透析患者，人工呼吸器装着の重度障害者，難病患者等の支援は，どのようなものがありますか。

A 災害により必要な医療を受けられないと生命の危険に直結する重度の患者，障害者がいます。

電力事業は電気事業法に基づき国が独占的に許可して行われる公共事業である以上，計画停電を実施するにあたり，それらの患者に事前に情報提供を周知する，地域の基幹病院の停電は可能な限り避けること等が必要です。また，そのような状態の人が入院している際，コミュニケーション確保のためにヘルパーを派遣できることが，厚生労働省から通知されています。

Q 1 5 0 - 8 生活福祉資金の貸付はどうなりますか。(Q 1 4 6 参照)

A 今回の震災で被災した人には特例で所得制限がありません。貸付額は原則 1 0 万円，家族の状況により 2 0 万円。

Q 1 5 0 - 9 保険証を喪失しました。どうしたらいいですか。

A 保険証を今回の災害で喪失した人が医療機関を受診したい場合，氏名・住所等を申告すれば保険医療が受けられます。

Q 1 5 0 - 1 0 介護利用料の支払いは猶予されますか。

A 今回の被災により介護等の福祉施策の利用料の支払いが困難な人は減免及び猶予が受けられると厚生労働省が通知を出しています。

第14章 子供の人権

Q151 震災による子どもの心の傷について、行政ではどのような対応の仕組みが用意されていますか。

A 担当課は主に各都道府県の教育委員会です。

事前の準備として、小中学校にスクールカウンセラーが配置され、教師に対する子どもの心のケアについての研修が行われています。

震災後は避難所等にスクールカウンセラーが派遣されます。

これとは別に教育委員会又は教育事務所に申し込みをして、カウンセラーを派遣してもらうことも出来ます。

Q152 子どもが在校中に被災した場合、どのようにして子どもと引き合わせてもらえるのでしょうか。子どもが登下校中に被災した場合はどうですか。在宅中に被災した場合、学校に連絡した方がいいのですか。

A 一般論ですが、子どもが在校中に被災した場合、学校としては、まずは、子どもの身の安全を確保して、次いで、保護者への引渡しを行います。登下校中に被災した場合、学校は児童生徒の安否確認を行います。保護者が先に子どもの安否確認が出来た場合、すぐに学校に連絡をした方がいいでしょう。在宅中の被災でも、学校は児童生徒の安否確認、授業再開に向けた連絡等を行いますので、学校に連絡するようにしてください。

Q153 震災後、子どもの休学、転入学、授業料等、入試について、行政はどのような対応をしてくれるのでしょうか（国公立を中心に）。

A 震災直後、多くの学校は避難所として利用されるため、授業再開の準備が整うまでは休校とならざるを得ません。そして、授業再開後も通学できない生徒については速やかに転入学の手続きをとるべきでしょう。転入学については、行政は手続きを簡略化するなど弾力的な取り扱いを図るものと見込まれます。また、義務教育以外の学校の授業料等について、免除、減額等の措置を図ったり、入試についても、出願手続の簡略化、出願日程や入試日程の変更、入学料の免除、猶予など弾力的な対応、措置が図られるものと見込まれます。

第 15 章 環境問題

Q 1 5 4 アスベスト建材が使われている自己所有建物が震災により影響を受けています。全壊・半壊で解体が必要の場合、所有者としてどのようなことをしなければなりませんか。また、解体までは必要ではなく、補修で使い続けられる場合には、どのようなことを守らなければなりませんか。

A 所有者は、解体工事を発注するにあたり、解体事業者がアスベストの対策措置ができなくなることをないよう、解体方法、費用等について配慮しなければなりません。また、所有者は、補修して使用し続けるときも、一定の場合には、震災により飛散するようになった吹きつけアスベストの除去等を行わなければなりません。

Q 1 5 5 震災により、近隣の工場から有害物質が流出しました。どのような手段をとることが可能ですか？

A 損害賠償や汚染除去を求めていくこととなりますが、不可抗力であるとしてかかる請求が認められない可能性もあります。

Q 1 5 6 地震により隣の建物が倒壊し、自宅敷地部分に瓦礫が残ったままになっています。自分で勝手に撤去してもよいのでしょうか。また撤去費用はどちらが負担しなければならないのでしょうか。

A 所有者の承諾を得ずに勝手に撤去してはいけません。費用負担については、地震により全くの不可抗力による倒壊の場合には隣地所有者に撤去費用を負担させることは難しいですが、隣地所有者に過失がある場合ないし必ずしも不可抗力による倒壊とはいえない場合には隣地所有者に撤去費用を負担させることができます。また、一定の範囲につき公費負担の制度もあります。

第16章 津波の被害に係る問題

Q 1 5 7 津波により1筆の土地の全部又は一部が水没した場合（海面下に没し、あるいは河川流水下の底地になった場合）、土地の所有権は消滅しますか。

A 土地が海面下に沈んでしまった場合に、その経緯が天災によるものであって、かつ、その状態が一時的なものであるときは、私人の所有権は消滅しません。しかし、土地が海面下に没した状態が一定期間継続し、もはや「一時的」とは言えなくなった場合には、所有権が消滅することにもなりますので、同状態を長く放置することは避けるべきでしょう。「一時的」か否かの判断は、津波の程度、被災状況、災害後の救済・復興の事情も加味して総合的に判断されるべきと考えられます。

当該土地が公有水面下にあるか否かの判例、登記実務は以下のとおりです。最高裁は「海は、社会通念上、海水の表面が最高高潮面に達した時の水際線をもって陸地から区別されている。」と判示しています（最高裁判所昭和61年12月16日判決 最高裁判所民事判例集40巻7号1236頁、判例タイムズ629号100頁）。

また、登記実務上の先例によれば、陸地と公有水面との境界は「潮の干満の差のある水面にあっては、春分、秋分における満潮位を、その他の水流水面にあっては高水位を標準として定める。」とされています（昭和31年11月10日民事甲第2612号法務省民事局長事務代理回答、昭和33年4月11日民事三発203号民事局第三課長回答）

Q 1 5 8 土地の一部又は全部が滅失したときの登記はどうなるのでしょうか。

A 土地の所有者は、土地の一部が滅したときは地積変更登記を、また、全部が滅失したときは、滅失登記を法務局に申請しなければなりません。また、滅失登記は滅失の日から1か月以内とされています（不動産登記法42条）。

土地の滅失登記は、共有者あるいは相続人の一人からでも申請することができます。また、同滅失登記は、滅失した事実に対して申請をするものですので、同土地に抵当権が設定されている場合でも、同滅失登記について、抵当権者の承諾は不要です。

なお、1筆の土地の全部または一部が、河川区域内の土地である場合は、河川管理者（国土交通大臣又は都道府県知事若しくは政令指定都市の市長で、河川法9条1項、10条1項・2項に基づき管理権限を有する者）が、土地の滅失登記を法務局に囑託しなければならないことになっていますので、注意する必要があります（不動産登記法43条3項）。

Q 1 5 9 私の土地は河川の傍らにありましたが、津波により瓦礫、建築物の残骸、土砂等が流入し、様変わりしてしまいました。このままでは利用することができなくなってしまうのですが、土地の滅失にあたるのでしょうか。

A 土地としては存在しておりますので、滅失にはあたりません。

Q 1 6 0 土地の一部又は全部が津波により滅失した場合、公的補償はないのでしょうか。

A 津波により土地が滅失したこと自体に対する公的補償はありません。

なお、土地の固定資産税については、災害を受けた日以降に納期の到来する当該年度の税額が、申請に基づき一定の基準で減免されますので、役所の税務課等で相談してみてください。

Q 1 6 1 津波で土地の境界が不明となってしまいました。地震により移動したのか津波により不明となったのか明らかではありません。境界はどうなりますか。

A 阪神淡路大震災の際に、地震による地殻の変動に伴い広範囲にわたって地表面が水平移動した場合に処理について、法務省の民事局通達があります。

その通達よければ、原則土地の境界も相対的に移動したのものとして取り扱うが、局部的な地表面の土砂の移動（崖崩れ等）の場合には、土地の境界は移動しないものとして取り扱うとの内容でした。

Q 1 6 2 津波により建物の天井近くまで浸水し、部屋の中は割れた窓から入った瓦礫や建築物の残骸、土砂などでいっぱいの状態ですが、建物自体は歪んではいませんでした。この建物は全壊と言えるのでしょうか。また、床上浸水により、部屋の壁紙などが全面はがれてしまったような場合は、半壊にすぎないのでしょうか。

A 内閣府の「浸水等による住宅被害の認定について」の基準によれば、浸水により畳が浸水し、壁の全面が膨張しており、さらに、浴槽などの水廻りの衛生設備等についても機能を損失している場合等には、一般的に「大規模半壊」又は「全壊」に該当することになるものと考えられる。また、施行令第2条第1号に基づき、「半壊」であっても、やむを得ず住宅を解体する場合には、「全壊」と同様に扱うこととなるが、浸水等の被害により、流入した土砂の除去や耐え難い悪臭のためやむを得ず住宅を解体する場合には、「やむを得ず解体」するものとして、「全壊」と同様に扱うものとする、とされています。

津波の浸水によって効用を失った建物が、全壊か大規模半壊か半壊かは具体的な事実認定の問題ですが、畳が浸水したり、壁が全面はがれたり、トイレなどの水回りの機能が喪失していれば全壊あるいは大規模半壊といえます。また、その程度に至っていなくても、土砂の撤去や悪臭をさける為にやむを得ず建物を解体する場合は、全壊と同様に扱われるようです。

Q 1 6 3 私の私有地上に津波で流されて来た自動車や船、瓦礫などが放置されています。誰に撤去を求めればよいですか。その費用は誰が負担するのですか。

A 原則として、物権的請求権として、妨害排除請求の相手方である船、自動車、瓦礫の

所有者の負担において片付けてもらうこととなります。ただし、原因が不可抗力である場合には、物権的請求権は生じないとする大審院時代の古い判例もあります。

また、そもそも津波被害の場合には、瓦礫等所有者を特定することができない事態も多いことが想定され、そのような場合には土地所有者の負担で撤去せざるをえないこととなります。

また、土地所有者が撤去した場合、自力救済として不法行為責任を負う可能性がありますが、財産的価値がなくなっているなどの場合には、損害ないし違法性がないとして、不法行為責任を負わない場合も広汎に存するものと考えられます。

以上は私人間の法律関係ですが、このほかに公費による撤去が行われる可能性があります。阪神・淡路大震災では、廃棄物処理法の特例として、倒壊家屋等の解体・撤去を、災害廃棄物処理事業として所有者の承諾の下に市町村の事業として行い、その費用の2分の1を国が補助する特別措置が講じられました。

Q 1 6 4 所有する船や自動車が津波で流されて、他人の家屋を壊したらしい。私に責任があるのでしょうか。

A 不法行為責任が問題となる余地はありますが、あなたに過失があるとは考えにくく、責任は生じないと思われま

す。もちろん、他人の土地上に、船や自動車がそのまま残った場合は、問題が生じますが、その回答はQ 1 6 3を参照してください

Q 1 6 5 所有する自動車が津波で流されて見つからなくなってしまいました。登録の抹消が必要でしょうか。また、その手続きどうなりますか。

A 4月1日現在の車検証上の所有者（割賦販売の場合は使用者）に1年分の自動車税が課税されますのでその負担を避けるためには登録の抹消も検討すべきでしょう。但し、自動車税の減免措置を発表している自治体があることや、罹災証明書を提出すれば課税を留保する措置がとられる予定であるという情報もありますから、各自治体のこれらの情報を調べる必要があります。

自動車の登録抹消には永久抹消登録と一時抹消登録の2種類があります。永久抹消登録の場合には、災害により自動車が滅失した場合として、地方自治体から罹災証明書を発行してもらい、運輸支局において当該自動車の永久抹消登録申請をすることとなります。しかし、永久抹消登録は当該自動車を二度と使わないことを前提としており、後に抹消登録した自動車が発見されたとしても、再び自動車を登録して使用することはできないなどのデメリットがあります。

一時抹消登録は、一時的に自動車を使用しなくなる場合に利用する抹消登録手続きです。自動車税の課税を避ける観点からは永久抹消登録と差はなく、津波で自動車が流されたような場合であっても、一時抹消登録申請は受け付けられるようですので、上述の永久抹消登録のデメリットを避けるためには、一時抹消登録を利用した方がよいといえます。

自動車の抹消登録申請をする場合には、必要な書類等として、ナンバープレートおよび自動車検査証が必要となりますが、津波で自動車の流失と共にナンバープレートおよび自動車検査証のいずれも紛失しているため、これらの提出に代えて理由書の提出が必要となります。

Q 1 6 6 所有する船舶が津波で流されて見つからなくなりました。登録の抹消が必要でしょうか。また、その手続きどうなりますか。

A Q 1 6 5の自動車の場合と異なり、課税上直ちに登録の抹消を必要とするメリットはありません。

船舶の登録は総トン数や種類により所管が異なり、20トン以上は国交省運輸局、漁船を除く20トン未満の船舶は日本小型船舶検査機構、20トン以上の漁船は水産庁となりますので問い合わせなども間違えないようにして下さい。

20トン以上の船舶が不明であることを理由として滅失手続きをするためには、船籍港の運輸局へ「三ヶ月存否不明」の報告書などを添付して申請することになります。

漁船を除く20トン未満の船舶が見つからないとして抹消手続きをするには、通常は、紛失時から3ヶ月間程度の不明期間経過後に日本小型船舶検査機構に申請することになりますが、同機構によれば、今回の災害では簡易な手続を検討しているとのことですので問い合わせの上申請して下さい。

漁船の場合は都道府県の水産課で漁船登録を受けていますので、漁船が滅失、3ヶ月間行方不明のときなどは登録票を返還することになります。津波で流された様なときは漁船登録票紛失届の添付が要求されます。

Q 1 6 7 地震によって、ローンで購入した自動車が壊れてしまいました。この場合、残代金を支払わなければならないのでしょうか。自動車をリースしていた場合はどうでしょうか。

A ローンで購入していた自動車が壊れてしまった場合、残代金の支払義務を免れることはできないと思われます。リースしていた場合も、特約が付されていれば、規定の損害金を支払う義務が生じます。自動車保険で地震や津波による危険を担保する特約が付されていることもあります。自動車をローンで購入した場合には買主が、リースの場合にはリース業者が、このような特約が付された保険に加入していれば、損害が軽減される可能性があります。

なお、経済産業省は、平成23年3月14日付で、被災地の「地元中小企業に対するリース対象機器等の使用可能期間等を考慮しつつ、支払い条件の変更等の柔軟かつ適切な対応をするよう」社団法人リース事業会に要請しました。

Q 1 6 8 地震によって、ローン購入ないしリースしていた船舶が壊れてしまった場合の法律関係はどうなるのでしょうか。用船契約の場合はどうでしょうか。

A ローンで購入した船舶が壊れてしまった場合、残代金の支払義務を免れることは難しいと思われます。リースしていた場合も、特約が付されていれば、規定の損害金を支払う義務が生じます。用船契約の場合には賃料支払義務が消滅ないし軽減し、残存部分のみで目的を達することができない場合には契約が終了すると思われませんが、契約書の内容をチェックする必要があります。

Q 1 6 9 どうしても戸籍謄本が必要な事情がありますが、津波で市役所が機能停止し、あるいは市役所が保管していた戸籍原本が流されたとのことで、発行してもらえません。どうしたらよいでしょうか。

A 災害で戸籍原本が滅失した場合に備えて、戸籍の副本が法務局、又は法務局の支局に保管されています。したがって、戸籍原本が滅失したとしても副本に基づいて戸籍の再製が可能です。

しかし、法務局で保管される戸籍の副本は市役所の滅失した戸籍を復活させるためのものであり、個人の請求により法務局が戸籍の謄本を発行する手続は存在しません。したがって、市役所の機能回復、戸籍の再製を待って、市役所で戸籍謄本の請求をするしかないものと思われます。

法務局も被災し、原本も副本も滅失してしまった場合に関する規定は存在しませんが、何らかの方法で戸籍の再製を認めることになるものと思われます。

第 17 章 原子力被害に係る問題

Q 170 原発の発電の仕組みを教えてください。

A 原子力発電も火力発電と同じように、水を沸騰させて蒸気を発生させ、その蒸気でタービンを回して発電します。火力発電は、石炭や石油を燃やして発生する熱で水を沸騰させますが、原子力発電は、核分裂しやすい物質を核分裂させ、その際に放出される熱エネルギーを利用して水を沸騰させます。

核分裂は、模式的に言えば、原子核に中性子がぶつかって、2～3の核種に分裂し、その際に中性子が飛び出し、その中性子がさらに原子核にぶつかって核分裂を引き起こすというものです。

Q 171 福島原発の構造について教えてください。

A 福島原発は沸騰水型原発（BWR）と言われるもので、大まかに言って、圧力容器を囲んで格納容器があり、格納容器は原子炉建屋の中にあり、原子炉建屋と配管で繋げたタービン建屋があります。

70気圧という高圧にした鋼鉄製の圧力容器の中に水を張り、その中に入れた核燃料に核分裂を起こさせ、その際に放出される熱エネルギーを利用して水を沸騰させて蒸気を作り、その蒸気でタービンを回して発電し、タービンを回した蒸気は、海水で冷やして（熱交換して）水にして圧力容器に戻します。核燃料は長さ4m位の燃料棒を集めた燃料集合体として数百体も圧力容器の中に入っています。

この圧力容器から放射能が漏れても外部に流出しないように、圧力容器の外側に格納容器があり、さらにこれらを納めるのが原子炉建屋です。

Q 172 地震発生時に制御棒を入れて停止したというのはどういうことですか。

A 制御棒は、核分裂に必要な中性子を吸収するもので、地震が発生して一定以上の揺れを感知すると制御棒が燃料棒の間に挿入される仕組みになっています。燃料棒は4m位ありますから、地震の揺れで燃料棒の中間くらいが撓んで制御棒が入らないことも想定されますが、今回の地震では制御棒が挿入され、核分裂は停止しました。

Q 173 発電が停止したのに冷却しなくてはならないのはどうしてですか。

A 核分裂によって、色々な核種の放射性物質が燃料棒の中に作られています。これらは、安定的核種に形を変えていくのですが、その過程で熱エネルギーを出します。これを崩壊熱というのですが、原子炉を停止しても、かなりの熱量の崩壊熱が相当の期間発生しています。これを冷却しなければ、燃料とこれを覆っている被覆管と呼ばれるものが溶けだしてしまいます。そのために、通常は、冷却のための水を循

環させて、熱を取り続けます。この通常の冷却水が失われる事態には、ECCS（緊急炉心冷却システム）が作動して、一気に水を圧力容器に注入する設計になっています。

Q 1 7 4 福島第1原発はどうして冷却できないのですか。

A 通常の冷却も、ECCSも、電気がなければ作動しません。今回の地震で、外部電源は喪失し、非常用ディーゼル発電も原料の重油タンクが津波で流されてできなくなり、冷却できなくなりました。

冷却されないうちに燃料棒を冠水していた水が崩壊熱で蒸気になり、燃料棒が露出して高温になり、その後海水を注入する作業が行われていますが、燃料棒を冠水させるまでの注入ができません。海水を注入するポンプのパワー不足、燃料棒が高温になっているので直ぐに蒸気になってしまう、圧力容器内の内圧が蒸気で高くなって注入が困難になっている等の原因が考えられます。或いは、圧力容器に漏れる箇所が生じているのかも知れません。

Q 1 7 5 なぜ格納容器から放射能で汚染された蒸気を放出したのですか。

A 格納容器の設計基準値の圧力を超えそうになりました。格納容器が破壊されれば大量の放射能が外部に放出されるので、圧力を下げるためにそれよりは少ない放射能の放出を選択しました。

Q 1 7 6 使用済み燃料プールというのは何ですか。

A 核分裂を終了した燃料棒も崩壊熱を出し続けますので、燃料棒をそこに入れて冷却するための水を張ったプールです。原子炉建屋内の格納容器の上部にあります。

Q 1 7 7 4号機の爆発、火災はどうして起こったのですか。

A 燃料プールの水も常に循環させておく必要があるのですが、循環するために必要な電気が失われたために、プール内の水が使用済み燃料の崩壊熱で温められて徐々に蒸発して燃料棒が露出した、或いは、燃料プールの水が地震の揺れで波打って流出して燃料棒が露出し、露出した燃料棒が高温になり、蒸気の酸素と反応して水素が発生し、その水素が燃えました。

Q 1 7 8 放射能とは何ですか。

A 放射線を出す能力を放射能といいます。放射線そのものを放射能と言ったり、放射線を出す物質（放射性物質）を放射能と言ったりすることもあります。

人体に影響を与えるのは、放射線です。

Q 1 7 9 放射線とは何ですか

A 主な放射線は、 α 線、 β 線、 γ 線、中性子線です。

原子は、陽子と中性子から成る原子核と、その周りにある電子からできています。元素番号と言うのは陽子の数の順番に並んでいます。また、陽子の数と中性子の数を足したものが質量数で、同じ元素番号でも異なる原子になります。例えば、ウラン235、ウラン238のように、元素と質量数で表示されます。

原子には、他の原子に変わろうとする種類が多数あり、他の原子に変わる(壊変)際に、 α 線、 β 線、 γ 線を出して変わります。使用済み燃料にはこの放射性物質が大量に存在します。また、核分裂の際には中性子が出ます。

これらの放射線は大きなエネルギーを持っていて、人体に作用すれば人体の細胞に影響を与えます。放射能による人体への影響と言われるものは、これらの放射線による影響のことです。

Q 1 8 0 放射能の半減期とは何ですか。

A ある核種が放射線を出して他の核種に変わると元の核種はなくなりますが、ある核種が半分の量になる時間を半減期といいます。この半減期は核種ごとに時間が違いますので、放射能汚染対策等を考える際の重要な資料になります。

Q 1 8 1 放射能による被害を考える場合に参考になる概念を教えてください、

A 被曝した直後に放射能の影響による障害が出る場合を急性障害といい、ある程度の期間経過後に障害が出る場合を晩発性障害といいます。

身体の外部にある放射性物質からの放射線による被曝を外部被曝といい、透過力の強い放射線が問題になります。体内に取り込まれた放射性物質からの放射線による被曝を内部被曝といい、透過力が弱い放射線でも問題になります。

Q 1 8 2 放射能の程度と人体への影響の関連について教えてください。

A 放射能の量と人体への影響の関係は一義的に明確なものではありません。そこで、国際放射線防護委員会(ICRP)は、正当化の原則、最適化の原則、線量限度遵守の原則を打ち出し、放射線は利用の便益が害よりも大きい時に利用が許されること、被曝線量はなるべく少なくし、制限被曝線量値は遵守すべきであると勧告しています。レントゲン、CTは有用な目的のために使用が許されていますが、観測値とこれらの放射線量を比較して全てを語ることはできません。

人体への影響を考える放射能の単位をシーベルトといいます。1ミリシーベルトは1/1000シーベルト、1マイクロシーベルトは1/1000ミリシーベルトです。日本では、ICRP勧告に基づき、一般人の制限線量は年間1ミリシーベルト、

原発関係従事者は年間50ミリシーベルトでかつ5年間平均が20ミリシーベルトを超えないこととされています。

緊急時の職業人の制限線量は100ミリシーベルトとされていましたが、急遽250ミリシーベルトに上げられました。

Q183 避難指示の根拠は何ですか、

A 原子力災害対策特別措置法15条3項で、内閣総理大臣は、原子力緊急事態が発生した時は、市町村長及び都道府県知事に対し、避難のための立退き又は屋内への避難の勧告又は指示を行うべきこと、その他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとするとして規定しています。

Q184 屋内退避、避難の目安は何ですか。

A 原子力安全委員会が「屋内退避及び避難についての指標」という指針を作成しており、予測線量が10～50ミリシーベルトであれば、「住民は自宅等の屋内退避する、但し、中性子線又はガンマ線が放出される時は、コンクリート建屋に退避するか、避難すること」、予測線量が50ミリシーベルト以上であれば、「住民はコンクリート建屋内に退避するか、避難すること」と規定されています。

Q185 いつまで避難しなくてはいけないのですか。

A 原子力災害対策特別措置法15条4項で、内閣総理大臣は、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、原子力安全委員会の意見を聴いて、原子力緊急事態解除宣言をするものとするとして規定しています。

重要な判断資料として、その地域の放射線量がどの程度減っているかを推定しなくてはなりません。Q180の放射能の半減期が推定に利用されますから、どのような放射性物質がどの程度放出されたかが重要になってきます。

Q186 原子力災害の被災者にはどのような保護が与えられるのですか。

A 原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害を原子力災害といい（原子力災害対策特別措置法2条1号）、同法は原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として制定されています。

緊急事態応急対策として、緊急事態応急対策実施責任者が、「被災者の救難、救助その他の保護」（同法26条1項3号）、「緊急輸送の確保」（同6号）、「食糧、医薬品その他の物資の確保」（同7号）、「その他原子力災害の拡大の防止を図るための措置」を実施する（同条2項）と規定しています。

原子力緊急事態解除宣言があった以降には、原子力災害事後対策が実施されます

(同法27条)。生活面に直接関わる対策は、「健康診断，心身の健康に関する相談，その他医療に関する措置」(同条1項2号)，その他原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るための措置」(同4号)が規定されています。

具体的に必要な措置は，多種多様ですから，真に必要な対策が速やかに実施されることが同法の要求するところです。

Q187 原子力損害賠償法でどこまで賠償されるのですか。

A 原子力損害の賠償に関する法律にいう原子力損害とは「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用(これらを摂取し，又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう)により生じた損害をいう」(同法2条2項)と規定されています。

原発の場合は，核分裂過程で中性子，核分裂生成物が発生し，核分裂生成物が壊変(Q179参照)する際にγ線等の放射線が発生します。これらから外部被曝，内部被曝(Q181参照)したことによる損害が典型的な場合です。

核分裂過程の作用，核燃料物質等の放射線の作用には，熱エネルギーを発生させることも含まれますから，爆発によって直接被害をこうむった場合も含まれるでしょう。

避難して何年間も家に帰れなかったことによる損害は相当因果関係の範囲の問題です。

Q188 原子力事業者，原子力機器メーカーの責任を教えてください。

A 原子力事業者の責任については，「原子炉の運転等の際，当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは，当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。但し，その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるときは，この限りでない。」(同法3条1項)に規定されています。

1項本文は，原子力事業者の無過失責任を規定しています。問題は但書です。想定外の地震といえは異常に巨大な天災地変になるとすると容易に免責されてしまいます。過小評価すれば免責されるのはおかしな話です。原発の耐震設計では，極めてまれであるが発生する可能性のある地震をさらに不確かさを考慮して想定しなければならないのですから，異常に巨大な天災地変とすべきではないと考えます。

原子力機器のメーカーの責任については認めません。同法4条1項に「前条の場合においては，同条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者以外の者は，その損害を賠償する責めに任じない」と規定して原子力事業者に責任を集中しています。そして同条3項に「製造物責任法の規定は適用しない」と規定して製造物責任を認めません。原子力発電所の安全性確保に重大な責任を負っている原子力機器メーカーの責任を認めないのは法の欠陥だと考えます。

Q 1 8 9 原子力損害の賠償に関する法律では、原子力事業者の責任限度は規定されていますか。

A 原子力損害賠償法 3 条 1 項但書の場合は免責されますが、免責されない場合は、原子力事業者の責任限度額はありせん。同法 4 条 3 項に「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律」の規定は適用しないと規定されています。但し、原子力事業者の確実な支払い原資は、損害賠償措置を講ずることにより担保され、一事業所当たり 1 2 0 0 億円につき、 保険契約を締結 政府と補償契約を締結 供託の措置を講ずることとされています（同法 7 条）。そして、この金額を超え、かつ、被害者救済のために必要である時には、政府は、原子力事業者の損害賠償に必要な援助を行う（同法 1 6 条）と規定されています。あくまでも損害賠償の主体は原子力事業者です。

なお、原子力事業者が免責される場合は、被災者の救助及び被害の拡大防止のための必要な措置を政府が講ずることになっています（同法 1 7 条）。

Q 1 9 0 民法の不法行為による損害賠償請求、国家賠償法による損害賠償請求は可能ですか。

A 原子力損害賠償法は民法の不法行為の特例を定めたものなので、原子力損害については原子力事業者の無過失責任（3 条 1 項 Q 1 8 8）が適用され、それ以外の損害について民法の不法行為責任が適用されます。

同法は、原子力損害の賠償責任を原子力事業者に集中しており（4 条 1 項）、国は事業者の責任が 1 2 0 0 億円以内で政令の定める賠償措置額（Q 1 8 9 参照）を超える場合に、国会の議決による範囲内で原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行うと規定するに止めています（1 6 条）。

Q 1 9 1 放射能汚染された食品の取扱について教えてください。

A 平成 2 3 年 3 月 1 7 日、厚生労働省は、原子力安全委員会が作成していた「原子力施設等の防災対策について」のうちの「飲食物の摂取制限に関する指標」を急遽採用して暫定規制値とし、これを上回る食品については、食品衛生法第 6 条 2 号の「有害な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの」として食用に供されることがないように販売その他について十分処置されたいと各自治体に通知しました。

放射性ヨウ素ならば、飲料水、牛乳・乳製品で 3 0 0 ベクレル、根菜、芋類を除く野菜類で 2 0 0 0 ベクレル、放射性セシウムならば、飲料水、牛乳・乳製品で 2 0 0 ベクレル、野菜類、穀類、肉・卵・魚・その他で 5 0 0 ベクレル、乳児用の牛乳・乳製品で 1 0 0 ベクレルが制限値です。

1 ベクレルとは、原子核が 1 秒間に 1 個の崩壊を起こす場合をいいます。

Q 1 9 2 農産物の出荷制限の指示を出しておきながら，食べても人体に影響を及ぼさないという政府報道はどのように理解したらいいのでしょうか。

A 食品衛生法における今回の暫定規制値は，原子力安全委員会の「飲食物摂取制限に関する指標」を採用したのですが，その指標の作成は，ICRP等の国際的動向を踏まえ，甲状腺の線量年50ミリシーベルトを基礎にして食品の摂取量等を考慮して策定されたものです。放射線防護の観点から遵守しなければならない基準ですので，農作物の出荷制限は，止むを得ない措置です。

それでいながら，人体に影響する程度の放射線量ではないというのは，混乱させるだけの広報です。人体に対する影響は明確ではなく，低線量でも人体に対する影響があることもあるので出荷制限をしているが，低線量であるほど人体に与える影響が顕在化する確率が少なくなると考えられるという程度にとどめるべきでしょう。

なお，農産物の原産地表示が全県表示であるから，制限値を超えない農産物の生産地のものも出荷制限すると広報されましたが，きめ細かい生産地表示に改めれば解消できる問題です。政府の対応は，風評被害を助長することになりかねません。

Q 1 9 3 出荷制限されたことによる損害は，どこに請求したらいいのでしょうか。

A 出荷制限は，原子力災害対策特別措置法第20条3項による原子力対策本部長(内閣総理大臣を充てる 同法17条1項)の指示です。これは福島第1原発から外部に放出された放射能汚染に基づく出荷制限ですから，それによる経済的損失は原子力損害(Q187)です。従って，原子力損害賠償法により原子力事業者に請求できます。

Q 1 9 4 出荷制限されていない農産物についても，同じ県の農産物だから買わないという風評被害は，どのように救済されるのですか。

A この風評被害は，放射能汚染されているのではないかと思う消費者の不安心理に基づく買い控えによる損害です。原子力損害賠償法には，特別に風評被害を保護する規定はないので，原発の事故と風評被害の間に相当因果関係が存在するか否かの価値的判断をすることになります。相当因果関係が認められれば，原子力事業者に対し，損害を請求できます。

ある農産物が食品衛生法の制限値を超える放射能汚染されているので出荷制限されていると報道されれば，出荷制限された地域の他の農産物も放射能汚染されていると推測して買い控え行動をとることが必ずしも不合理と考えられないのであれば，相当因果関係が認められると解されます。放射能汚染の対象，内容，出荷制限の対象，意味，人体への影響等について，正確で分かりやすい広報をしてい

て、放射能汚染をしていると考えるのは消費者の極めて主観的な心理状態であると考えられ、消費者が買い控え行動をとることが不合理と考えられる場合には相当因果関係が否定されることもありうるでしょう。

第18章 生活保護制度について

Q195（避難所での生活保護受給）

私は、今、避難所で生活しています。生活保護の申請に行ったら、炊き出し、配給等によって最低生活が確保されているし、居住地（被災地）と離れているからダメと言われました。避難所で生活保護は受けられないのでしょうか。

A そのようなことはありません。避難所でも生活保護は受けられます。

平成23年3月17日付厚生労働省社会・援護局長保護課長通知「東北地方太平洋沖地震による被災者の生活保護の取扱いについて」（以下「3月17日付課長通知」と言います。）においても、「被災者の特別な事情に配慮し、避難先の保護の実施機関が実施責任を負い現所在地保護を行うものとする」としてあります。

Q196（被災地に残した資料や資産）

被災地から着のみ着のまま避難してきました。通帳など資産を証明する書類が手元に何もありませんし、地元に残した自動車や自宅がどうなっているかも分かりませんが、生活保護を受けることができますか。

A できます。平成23年3月29日付厚生労働省社会・援護局保護課長通知「東北地方太平洋沖地震による被災者の生活保護の取扱いについて（その2）」（以下「3月29日付課長通知」と言います。）も、手持ち資料等が不十分で生活実態や財産状況が不明確であっても、まずは保護を適用すべきことを明確にしています。

また、前掲3月17日付課長通知は、被災地に処分困難な資産があっても生活保護は適用し得ることを明確にしています。ただし、被災地に残した自動車、不動産その他の資産について、後日、処分可能となって資産が現実化した場合には、生活保護法63条によって、それまで受給した保護費の費用返還義務を負うこととなりますので、その点注意が必要です。

Q197（避難所での生活保護費）

避難所で生活保護を受ける場合、生活保護費はいくら受け取れますか。炊き出し等の実費分を差し引かれたりするのでしょうか。

A そのようなことはありません。避難所等において災害救助法による「炊き出しその他による食品等の給与」等を受けていたとしても、これは緊急時の給与という性格で、被災による新たな需要のごく一部を補うものに過ぎないこと、実額の算出が事実上不可能であることなどから、収入認定すべきではありません。

前出の3月29日付課長通知が、「避難所における最低生活費の算定に当たり、生活扶助は居宅基準を計上すること」としているのは、上記と同一の見解に立つものと考えられます。なお、阪神淡路大震災の際にも避難所で供与された食品等についての収入認定は行われませんでした。

Q 1 9 8 (義援金その他の給付金と生活保護)

- (1) 震災後、生活保護を受給していますが、このたび、義援金を受け取りました。義援金は収入認定されて、その分保護費は減らされてしまうのでしょうか。災害救助法等に基づく給付金の場合はどうでしょうか。
- (2) 震災後、義援金(災害救助法等に基づく給付金)を受け取りましたが、これは今後のために置いておいて、生活保護を受けることができますか。

A

(1) 生活保護受給者の義援金等の受領

生活保護を受給している者が受領した義援金は、次官通知第 8 - 3 (3) アの「臨時的に恵与された慈善的性質を有する金銭」として、収入認定の対象にはなりません。

災害救助法、被災者生活再建支援法及び災害弔慰金法等に基づいて受領した給付金も同様に収入認定除外とされるべきですが、少なくとも、次官通知第 8 - 3 (3) オの「臨時的に受ける補償金、保険金または見舞金」に該当し、「自立更生計画書」の提出によって収入認定除外とされます。受け取った給付金を生活基盤の再生のため、何にどのように使うかの「自立更生計画書」を書いて提出し、必要な費用の収入認定除外を求めて交渉するとよいでしょう。

(2) 義援金等受領後の生活保護受給

義援金や被災者生活再建支援法等に基づく給付金を受領した者が生活保護を申請した場合には、課長通知問第 8 - 5 3 によって次官通知第 8 - 3 (3) オが準用されており、上記 1) の後半と同様に「自立更生計画書」の提出によって認められた範囲での収入認定除外という取扱いとなります。

(3) 自立更生資金の預託

上記の自立更生を目的とした恵与金、補償金等は、「直ちに生業、医療、家屋補修等の自立更生のための用途に供されるものに限る」とされていますが、「直ちに当てられない場合であっても将来それにあてることを目的として適当な者に預託されたときは、その預託されている間、これを収入として認定しない」とされています。この「適当な者」とは、「社会福祉法人、新聞社、当該被保護者の自立更生を援助するために特に設立された団体等(略)当該金銭を安全に管理しうると認められるもの」(課長通知第 8 - 3 4)とされているので、民生委員(別冊問答第 8 - 5 0)のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士なども当然に認められるべきです。

Q 1 9 9 (被災者の自動車保有と生活保護)

生活保護の申請に行きましたが、自動車は処分するように言われました。被災地の交通の便が悪く、今後の生活基盤の再建のためにも自動車は手放したくないのですが認められないのでしょうか。

A 生活保護受給者の自動車保有については、厚生労働省の通知(課長通知第 3 の 9)、

第3の9-2及び同第3の12，生活保護手帳別冊問答集問3-14)によって厳しく制限されているのが現状です。しかし，このような通知は生活保護法に照らし違法と考えられます(詳しくは，日本弁護士連合会の2010年5月6日付「生活保護における生活用品としての自動車保有に関する意見書」(日弁連HP <http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/100506.html> 参照)。

特に，今般の被災地は，移動に自動車が不可欠な地域が多く，当該世帯の自立助長のためには，処分価値が著しく高い場合を除き，原則として保有が認められるべきです。

その方向で交渉し，自動車保有を理由に申請を却下することはできませんから，保護受給後に処分指導がされれば，それを争っていくことを検討するとよいでしょう。

Q200(避難先との世帯認定)

震災後，実家に避難して生活しているのですが，両親も年金暮らしで余裕がないため出ていきたいと思っています。生活保護申請に行くと，両親と同一世帯なので全体として保護の要否を判定すると言われました。私だけ生活保護を受けて出ていく方法はないのでしょうか。

A この点，平成21年12月25日付厚生労働省社会・援護局保護課長通知「失業等により生活に困窮する方々への支援の留意事項について」は，「失業等により住居を失い，一時的に知人宅に身を寄せている方々から保護の申請がなされた場合には，一時的に同居していることをもって，知人と申請者を同一世帯として機械的に認定することは適当ではない」としています。ここで書かれていることは，震災で住居を失った方にも当然にあてはまりますし，知人宅のみならず，生活保持義務関係(夫婦や親と未成熟子の関係)にない親族，きょうだい，親子宅であっても，一時的な避難先として居住している場合には，形式的に同一世帯と見ることなく，適切な世帯認定を行うべきです。

そして，被災者の単身世帯として生活保護が開始された場合には，局長通知第6の4(1)カの「転居に際し，敷金等を必要とする場合」の解釈に関する課長通知第4の30の12「親戚，知人宅等に一時的に寄宿していたものが転居する場合」に該当するものとして，転居先の敷金等の支給を認めるよう申請するとよいでしょう。

Q201(避難先からの住宅の確保)

避難所や仮設住宅から一般の民間賃貸住宅に転居する場合，新住居の敷金その他の転居費用を生活保護から支給してもらうことはできますか。

A できます。前出の課長通知第4の30の6「宿所提供施設，無料低額宿泊所等を一時的な起居の場として利用している場合」または同8「火災等の災害により現住居が消滅し，又は居住に耐えない状態になったと認められる場合」に該当するものとして，敷金，保証金や引っ越し代等を支給してもらうことができます。

Q 2 0 2 (家具什器費, 布団代, 被服費)

津波で家が流され, 家財道具も布団も服も一切なくなっていました。これらの費用を生活保護から支給してもらえますか。

A できます。

局長通知第6の2では, 「災害にあい災害救助法が発動されない場合において, 当該地方公共団体等の救護」もない場合には, 炊事用具, 食器等の家具什器費として24,900円(特別基準40,000円)の支給が認められます。しかし, 阪神淡路大震災の際には家具什器費として7万円まで認められていました。現在は特別基準設定の権限は厚生労働大臣にしかないことになっていますので, 今回も同様の対応が強く求められます。

また, 同様に「最低生活に直接必要な布団類」に16,900円, 「日常着用する被服」に12,700円, おむつ代に21,000円なども支給が認められます。